

人間福祉学科・食物栄養学科

研究紀要

第23号

人間福祉学科

研究ノート

介護等体験の福祉教育としての可能性に関する一考察②

－短期大学学生の体験前後の意識の変化から－

宮脇 文恵…… 1

医療事務教育に関する文献研究

北爪 あゆみ……17

食物栄養学科

研究ノート

郷土料理伝承のための一考察

－短期大学生の「しもつかれ」に対する食嗜好と調理性について－

鈴木 瑤子……27

事例・実践報告

食育推進活動を通じた地域支援

－栃木県栄養士会会員としての食育活動実践報告－

松田 千鶴……35

2025年3月

宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科

介護等体験の福祉教育としての可能性に関する一考察②

—短期大学学生の体験前後の意識の変化から—

A Study on the Potential of Caregiving Experiences and Related Experiences as Social Welfare Education ②

— Changes in Junior College Students' Awareness Before and After the Experience —

宮脇 文恵

要旨

介護等体験が、小学校及び中学校教諭養成課程に導入されてから25年以上が経過しているが、その実施体制、プログラム内容など、問題が多数指摘されている。しかし、小中学校では子どもの貧困、発達障害、性的マイノリティなど、教育福祉的ニーズはますます高まっており、小中学校の教員になるにあたっては、福祉理解が必須であると言える。介護等体験は、ただ従来通り、社会福祉協議会が調整し、大学が大きな負担感を感じながら事前学習を実施し、事後学習はあまり行われないうちで行い続けることは、せっかくの体験を、問題を先延ばしにしたままにしまい、ひいては小中学校の福祉ニーズに応えきれないことになるのではないかと懸念される。介護等体験は、それまで福祉に無縁であった学生が福祉現場に入ることで、「大学生に対する福祉教育」となる要素を有していると考えられる。本稿では、筆者の前回の研究ノート¹⁾の継続研究として、短期大学において、介護等体験を体験する前と、体験した後の2回、学生たちに質問紙調査を実施し、その結果の分析と、合わせてインタビュー調査を通して、介護等体験の福祉教育としての可能性を探った。

Key words：介護等体験、大学生に対する福祉教育、コミュニケーション

1. はじめに

1. 福祉教育の意義と歴史

「介護等体験事業」は、1998年に施行された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号）に基づき、特別支援学校や社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設等）において、7日間以上、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うことを、小学校・中学校教諭の普通免許状の授与の要件とするものであり²⁾、これまで27年間実施されてきた。「7日間以上」とあるが、実質的には、社会福祉施設において5日間、特別支援学校において2日間の体験をすることとなっている。

介護等体験については、日数や体験の内容など様々な課題が指摘されているが、体験した学生からは前向きにとらえる声も少なくない^{3) 4) 5)}。

ところで、教育の現場である学校には、様々な状況の子どもが在籍している。これまでは、小学校などは、4月の家庭訪問などで、児童がどのような環境の地域に住んでいるのか、家庭での様子はどうか、他のどの児童と近所に暮らしているのか、などある程度把握することができた。しかし、保護者や教員の負担軽減のため、また、コロナ禍を経て、家庭訪問が減りつつある現在⁶⁾、教員が児童・生徒の置かれている「学校外」の状況を知る機会ほとんどない。また、中学校の場合は、そもそも家庭訪問がなされず、学校における三者面談、もしくは保護者との二者面談であるため、保護者が学校を訪れない家庭の状況は、把握することが困難である。さらに児童・生徒が不登校の状態になった場合、なぜ不登校になっているのかという背景については、当該児童・生徒を取り巻く社会的な問題や、家庭の抱えている複合

的な問題など、「社会環境」「生活」に関する知識や、本人の気持ちなど、問題とそれに伴う関わりのある方を把握しておくことが、教員には求められる。

また、障害のある児童・生徒や、外国にルーツを持つ児童・生徒、福祉的な課題を背負わされた児童・生徒などが同じ教室で学ぶ「インクルーシブ教育」や交流教育などが進んできている中で、障害や外国人が置かれている状況などにも対応でき、さらに児童・生徒を守り、共に学び、共に暮らすことができるように、教員には周囲に協力を求め、働きかける力量が求められる。

以上のことから、教員には児童・生徒の学習する権利を守るためにも、福祉に関する理解と対応する力量が求められると言えよう。

では、そうした学びは、いつ行われ、力量を身に着けるのか。その重要な機会が「福祉教育」である。

これまで日本では、主に社会福祉協議会が推進組織となって、福祉教育が行われて来た。福祉教育とは、大橋謙策によると「憲法第13条、第25条などに規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作り上げるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、社会福祉活動への関心と理解を進め、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを利用している人々を社会から、地域から疎外することなく、ともに手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動」であり、子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図る、地域に暮らす全世代を対象とした取り組みである⁷⁾。

その始まりは、児童の健全育成を意図した流れと、地域福祉の推進を意図した流れの、ふたつの大きな流れがあり、第二次世界大戦後、人間性の信頼の回復を目指して、子どもたちに社会事業(今の社会福祉)を通して教育しようという趣旨から始まったものである⁸⁾。その後、高度経済成長期を経て、子どもたちを取りまく環境の変化の中で、福祉教育やボランティア活動が重視され、2002年

には「総合的な学習の時間」が本格的に導入されるなど、子どもが自ら学び自ら考える力などの全人的な「ともに生きる力」の育成を目指し、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習が学校・家庭・地域との連携のもと実施されるようになってきている。

一方で、地域福祉の推進を意図した福祉教育実践は1960年代の後半から始まり、高度経済成長を背景に地域や家庭の機能が変化していく中で、地域福祉活動を推進していくために住民への啓発活動が必要になり、具体的な方法論として福祉教育が位置付けられていく。1993年には、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」が示され、「幼少期から高齢期に至るまで生涯を通じた福祉教育・学習の機会を提供していく必要がある」として、その重要性が位置付けられ、その後、全国社会福祉協議会が中心となって、地域福祉を推進するための福祉教育の在り方について研究会を重ね、市町村社協が中心となって地域福祉推進のための福祉教育を展開してきた⁹⁾。

2. 成長につれて機会が減る福祉教育

一方で、福祉教育は、1977年の「学童・生徒のボランティア活動普及事業」をきっかけとして小中学校に広まり、その事業を推進した市町村社協は、現在においても、2002年に導入された「総合的な学習の時間」を主な活動時間としながら、小中学校を中心として、「事業」としての福祉教育実践を推進している現状がある。これが、高校になると、「総合的な学習の時間」は進路や行事のための時間となり、福祉教育は「ボランティア活動」または「青少年赤十字(JRC)」「生徒会活動」として、主に活動を希望する生徒のものとなっていか、普通科と総合学科における福祉専門科目や、専門学科における社会福祉専門教育による学習となる。そして、高等教育機関においては、サークルでのボランティア活動や、学生個人の市民活動による実践、もしくは社会福祉専門教育による学習となり、高校からは「関心がある人のみが学ぶ機会を得る」仕組みであり、福祉について理解を深める機会は、成長するにつれて減少している。果たして、小中学校で体験するだけで、福祉教育

は十分なのだろうか。

3. 「貧困的福祉観」を抱かないために

先述のとおり、小学校から高校まで、2002年に「総合的な学習の時間」が設置され、22年が経過しているが、その間、多くの小中学校で福祉教育（「福祉授業」「福祉体験学習」と呼ばれることもある）が実践されてきており、主に福祉教育が行われる小学校4年生を基準とすると、32歳以下の調査対象者は、よく行われるところである「車いす体験」「アイマスク体験」「インスタントシニア体験」などを体験していることが予測される。そのことは、体験がICIDH（国際障害分類）の「能力低下」のみの体験となってしまう、身体的な能力低下による、ある動作ができる、できないといった部分だけを体験しているにすぎなくなってしまう危険性をはらんでいる。単に「障害者は不自由だ、大変だ」で終わってしまう疑似体験だけでは正確に障害を理解していくことにならず、非日常的な交流活動がかえって偏見差別を助長することもありうる。「私は障害がなくてよかった」というような精神的な貧しさ、すなわち「貧困的な福祉観」を再生産しているかもしれない¹⁰⁾。

人は、体験したことから時間がたてば、その体験の記憶は薄れる。筆者が勤務する非常勤先の大学（専門は福祉以外）の福祉の授業で、学生たちに「小学校で体験した福祉体験学習を覚えているか」と質問したところ、小学校4年生で体験したことは、体験したということは覚えていても、どのような内容であったか、どんな感想を抱いたかを思い出せない学生が大半であった。そうした学生も、授業で優生思想やノーマライゼーション、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉などを学んでいく中で、「まちの中で車いすの人や白杖を使っている人が目につくようになった」「駅で困っている視覚障害者に声をかけた」「アルバイト先で、障害のあるお客さんに配慮をできるようになった」という声が上がってくる。そして、「就職するにあたり、福祉的な取り組みをしているかどうかという観点を重視するようになった」「学びを仕事に活かしていきたい」という声上がるなど、社会に出る最も近い時期に福祉を学ぶことが、履修している学生全員が福祉理解を深め、より「福

祉のまちづくり」つまり「地域福祉の推進」に直結する可能性があると考えられる。

II. 研究の目的

筆者は、2021年にA短期大学の教職課程履修者1年生に対して、介護等体験の体験後の調査を実施した。その結果から、22名のうちほとんどの学生が、体験に対して肯定的にとらえており、「共生社会の大切さ」「社会福祉施設の役割・存在意義」「相手を受け入れる気持ち」などを「大いに学んだ」と回答している。また、福祉へのイメージが「体験前より前向きになった」「良いイメージが変わった」と回答しており、さらに、「教員養成に社会福祉施設での介護等体験は必要か」という問いに対しては、「必要」が7名、「何らかの意味がある」が14名であり、「必要ない」「希望制にすればよい」という回答はなかった。また、「教員になるうえで、介護等体験で学んだことは将来につながることで感じた」という回答からは、介護等体験が、教職課程の学生たちに社会福祉の理解を促進し、さらに「教員となるための学び」となる可能性が示された、と言える。では、実際に、介護等体験を体験する前と、体験した後では、学生はどのように意識が変化したのだろうか。その変化を測定し、介護等体験そのものがどのように学生の意識を変容させるのか、その意識変容をもって、介護等体験が高等教育機関における福祉教育の1つとなり得るか、その可能性を探ることを目的とする。

III. 方法

本研究では、介護等体験が高等教育機関における福祉教育の一方法となる可能性を探る探索的な研究として、A短期大学1年生16名（中学校音楽家教諭二種免許取得希望者）を対象として、介護等体験の体験前と体験後の2回、質問紙による自記式調査を実施した。調査実施日は、2024年9月26日、2024年11月7日であり、教室においてGoogle Formsを用いた、集合調査とした。

なお、調査対象者が16名と少人数であることから、統計学的な有意差はないが、本質問紙調査の結果をもとに、質的調査を実施するための基礎資料として使用するものとする。

質的調査としては、2025年2月に、調査に応じ

てくれた女子学生3名（Bさん、Cさん、Dさん）を対象として、半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した。

IV. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉教育・ボランティア学習学会の2018年～2020年の課題別研究「大学での教員養成における介護等体験事業の実施状況と課題」の継続研究であり、さらに2022年の「介護等体験の福祉教育としての可能性に関する一考察～短大における社会福祉施設体験に対する学生アンケートの分析を通して～」の継続研究である。日本福祉教育・ボランティア学習学会の「研究紀要論文投稿に関する倫理ガイドライン」に従い、さらに、宇都宮短期大学の研究倫理委員会に申請し、審査を経て、調査が実施された。調査実施時には、会場において「調査同意書」を配布し、調査の目的・方法・質問項目の概要、個人情報保護等について明記した文章を読み上げ、調査の公表の方法として、調査の結果については研究目的以外には使用しない旨を同意書ならびに口頭で説明した。また、以上の事柄には調査への回答をもって同意とみなすことを同意書と口頭で提示し、調査対象者が自ら調査回答を入力されたことをもって、同意したとみなした。なお、調査票は研究用の自宅のコンピューターでのみ使用し、印刷した調査票は、施錠できるロッカーに厳重に保管し、研究終了とともに責任をもって処分するものである。

V. 結果

1. 教員免許の種類

A短期大学では、教職課程履修者全員が中学校音楽科教諭二種免許状を取得する。

2. 体験した施設の種別

16名のうち、15名が高齢者施設であり、1名のみが障害者施設であった。

3. 「困っている人への支援活動」

2019年厚生労働省によって行われた「自立支援に関する意識調査」の設問を用いて、質問を行った。

(1) 居住地や職場に、障害や病気を抱えていて困っている人がいたら、助けたいと思うか

質問紙調査では、体験後では、「積極的に助けたいと思う」という回答が1名減って8名となり、「あまり助けたいとは思わない」という回答も1名減って、1名となった。体験後の「あまり助けたいとは思わない」と回答した学生の理由としては、「専門の人や関係者に任せた方がよいと思うから」「自分にとって負担になるような気がするから」というものであった。ちなみに、体験前は2名の学生が「あまり助けたいとは思わない」と回答しており、その理由は1名は「おせっかいになるような気がするから」「自分にとって負担になるような気がするから」であり、もう1名は「どのように接したらよいかわからないから」「自分が何をすればよいか分からないから」という理由だった。このことから、「接し方がわからない」「何をすればよいか分からない」という理由はなくなり、体験によって接し方を学べたことがうかがえる。

また、インタビュー調査において、体験前と体験後で意識が変わったか質問したところ、Bさんは「結構違う。変わったと思います」と回答した。「知らなかったこと、知らなかった大変なこととかがわかって。なんかそういうことが大変な人もいるから、そういう人とかもなんか助けられたらなと思います」と回答し、どんなことが分かったかというところ、「まず、帰る家がないとか家族がいなかったりとかして、生きていくのに一人になるなって。自分が病気とかになったら、もう周り誰も助けてくれないで、もしそういう人の近くにいたら、なんか助けてあげられたらな、と思いました。それは、介護等体験をやってみて、そう思った」と回答した。介護等体験で学んだことが、彼女の「人を助けたい」という気持ちを変化させたことがわかる。

(2) 「障害や病気を抱えて困っている人に対して行いたい支援」

自分が実施したいと思う支援活動について質問したところ（回答は上位3つ）、体験前の質問紙調査では、第1位は「通院・買い物等の外出の手伝い」（8名）、第2位が「日常会話の相手」（7名）、第3位が「洗濯や食事の準備などの日常的な家事

支援」「見守り・安否確認」「悩み事の相談」（それぞれ6名）、第4位が「配食サービスの支援」（5名）と、項目が分散した回答となっていた。しかし、体験後の同じ質問を見てみると、第1位は「日常会話の相手」が13名と体験前より6名増加し、第2位は「洗濯や食事の準備などの日常的な家事支援」（10名）と、これも4名増加している。第3位は「通院・買い物等の外出の手伝い」（8名）で、これは体験前と変わらない。逆に、「見守り・安否確認」は、体験前の6名から3名へ、「悩みごとの相談」も6名から4名へ、「配食サービスへの支援」も3名から1名へとそれぞれ減少した。

半構造化インタビューでは、Bさんから、介護等体験を経ての意識の変化が見られた。Bさんは体験前は「見守り・安否確認と、悩み事の相談と日常会話の相手」と回答していた。しかし、体験後は「介護等体験をやる前とやった後で変わりました。やった後は、掃除とか。で、結構掃除をやったりして。大変さを知ったし。それで掃除とかもやってもいいかなと思ったのと、会話の相手はもっとできたらいいなって思いました」との回答であった。彼女は、体験プログラムで、毎日午前中は掃除をしており、昼から利用者と関わるプログラムが用意されていた。そのため、「もっと午前中にも関わりたかった」と回答していた。

4. 介護等体験に対する気持ちの変化

体験前後の「気持ちの変化」については、質問項目は、「楽しみ」「新しい学びができる」「利用者に関わりたい」「不安」「やりたくない」「その他」であり、五件法で、「とてもそう思う」「ややそう思う」「どちらとも言えない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」から選んで1つだけ回答してもらった。

体験前と体験後で最も変化が大きかったのは、「楽しみ」という項目である。体験前は、「どちらとも言えない」が9名だったが、体験後は「どちらとも言えない」は4名に減少し、「とても楽しかった」という学生が「とても楽しみ」（2名）から6名に増加した。また、「利用者に関わりたい」は体験前に「ややそう思う」が11名だったが、体験後には「もっと対象者と関わりたかった」は「ややそう思う」は5名に減少し、「とてもそう思う」

が体験前の3名から7名に増加した。そして、「不安」という項目では、体験前に「とてもそう思う」は7名だったが、体験後は「不安が消えなかった」は「とてもそう思う」は1名と減少し、「あまりそう思わない」は5名、「まったくそう思わない」が2名となり、体験を通して不安は軽減したと言える。

「新しい学びができる」については、体験前は10名で、体験後には「新しい学びができた」は、13名となっており、事前に抱いていた印象は、体験を経てさらに学びが促進されていると言える。

5. 不安について

体験前に「どのくらい不安か」ということについても、五件法で、「とても不安」「やや不安」「どちらとも言えない」「あまり不安ではない」「全く不安ではない」から選んで、1つだけ回答してもらった。また、体験後は「不安は解消された」「やや解消された」「どちらとも言えない」「あまり解消されなかった」「全く解消されなかった」という五件法で、同じ項目を測定した。

(1) 不安が解消された項目

体験前よりも体験後の方が不安が解消された項目としては、「対象者とのコミュニケーション」は、体験前は「とても不安」が6名で「やや不安」が9名であったが、体験後は「不安は解消された」7名で「やや解消された」が5名であった。また、「体調管理」や「遅刻や欠席をしてしまうのではないか」についても、体験を終えて、不安が大きく解消されていた。

(2) 変化が少なかった項目

一方、「対象者に適切に接することができるかどうか」という項目については、体験前は「とても不安」8名、「やや不安」7名であったが、体験後は「不安は解消された」が7名で「やや解消された」も7名であった。

6. 活動内容

活動内容については、施設ごとに幅があった。「余暇時間の話し相手」のみを体験した学生もいれば、1つの法人で「食事介助」「移動」「寝具の

交換」「施設外移動（散歩や買い物など）」「余暇時間の話し相手」など、多岐にわたる体験をしている学生も存在した。介護等体験中に、直接、対象者と関わった活動としては、1位が「余暇時間の話し相手」（15名）、「共に作業する」（10名）、「食事の介助」（9名）、「移動」（8名）、「洗濯物たたみ」「施設外移動（散歩や買い物など）」（それぞれ6名）と続く。

一方で、対象者と関わらない活動としては、第1位が「清掃作業」（10名）、第2位が「職員からの研修」（3名）、第3位が「事務作業」「対象者と直接かかわらない活動はしなかった」（それぞれ2名）となっている。

7. 事前学習

A短期大学には福祉の学科が設置されている。介護等体験の事前学習としては、①事務局による説明、②教職の授業における説明、③福祉学科教員による授業、④体験先施設における事前のオリエンテーション、⑤自らが行う事前学習、の5種が存在する。

事務局による事前学習としては、休み時間などを利用して、事務的な手続きの説明や、体験に当たっての心得、事務局員が実際に過去に介護等体験を体験した際の体験談などがなされる。

教職の授業においては、介護等体験に関する説明や心得などの事前学習がなされている。

また、福祉学科の教員による事前学習は、教員が1名、教職の授業の1コマを使用して、体験先の施設に関する概要や、利用者とのコミュニケーションの取り方、サービス利用者に関わる上での留意点などが学習内容となっている。

4つめの事前学習としては、学生が体験先施設を事前に訪問して行われるオリエンテーションであり、施設長もしくは「相談員」などの職員によって、当該施設の説明や、体験に向けての諸注意などが行われる。

最後に、自らが行う事前学習としては、事前に体験先施設について、また利用者について調べるいわば「予習」を、学生たちは実施している。

これらの事前学習について、学生たちが「役に立った」と感じた順（2つまで回答）では、1位が「短期大学の事務局からの説明」と「施設のオ

リエンテーション」（それぞれ8名）、3位が「福祉学科の先生の授業」「自分で調べた内容」（それぞれ6名ずつ）、「教職課程の授業の中の説明」（2名）となっている。

その理由としては、

- ・「短期大学の事務局からの説明」と「福祉学科の先生の授業」：（体験では）コミュニケーションを主に体験したため、どのような対応を心がければよいのか、なにを重視すべきか学ぶことが体験の不安の軽減につながった
 - ・「教職課程の授業中の説明」と「自分で調べた内容」：自分で調べて、実際に行った人の話があって心構えができた
 - ・「短期大学の事務局からの説明」と「施設のオリエンテーション」：実際に行って体験することで現場の状況がわかった。
 - ・「施設のオリエンテーション」と「福祉学科の先生のお話」：体験をする上での注意点や施設の詳しい概要を学び事前の心構えをすることが出来たから
 - ・「教職課程の授業中の説明」と「福祉学科の先生のお話」：体験中に授業内のお話と同じようなことがあったから
 - ・「短期大学の事務局からの説明」と「自分で調べた内容」：調べた内容や事務からの説明の中で学んだことで対処できたことがあったから
 - ・「施設でのオリエンテーション」：直接施設の人に詳しく内容を教えていただいたから
 - ・「短期大学の事務局からの説明」と「施設のオリエンテーション」：詳しく説明をしていただいた
 - ・「短期大学の事務局からの説明」と「福祉学科の先生のお話し」：基本的な知識や利用者の方との関わり方を学ぶことが出来たからなどの自由記述が寄せられた。
- また、事前学習への要望としては、
- ・多ければ多いほど、良い
 - ・実際の雰囲気や動画をなどで、先輩方からお聞きしたい
 - ・教職の授業でももう少し事前説明が増えてほしい
 - ・介護実習後のお礼状の書き方を知りたい
 - ・頻繁にあるといいと思いますなどの要望が寄せられた。

8. 介護等体験を通して学んだこと

表1 学んだこと(質問項目)

①実習施設の業務の理解
②施設職員の業務内容
③社会福祉施設の役割・存在意義
④利用者の障害・老化等の理解
⑤利用者の日常生活について
⑥利用者の気持ち
⑦利用者の人権や尊厳について
⑧相手を受け入れる気持ち
⑨他者とのコミュニケーションのとり方
⑩自分を見つめなおす機会
⑪社会福祉に対する知識
⑫社会福祉に対する理解
⑬共生社会の大切さについて
⑭教育と福祉のつながり
⑮その他

介護等体験を通して学んだこととしては、それぞれの項目について「大いに学べた」「まあ学べた」「どちらとも言えない」「あまり学べなかった」「全く学べなかった」の五件法で回答してもらった。

「大いに学べた」については、1位「対象者の障害・老化等の理解」「対象者の日常生活」でそれぞれ15名、2位が「社会福祉施設の役割・存在意義」で14名、3位が「対象者の人権や尊厳について」「相手を受け入れる気持ち」「社会福祉に対する理解」がそれぞれ13名、4位が「他者とのコミュニケーションの取り方」「教育と福祉のつながり」であり、それぞれ11名であった。

また、「その他」を選択した学生からは、「利用者さんの気持ち」「職員の方の介護に対しての思い」「他者と関わる姿勢」などの回答がなされた。

9. 社会福祉へのイメージの変化

体験前と体験後では、社会福祉へのイメージが「体験前よりは前向きになった」(12名)、「良いイメージが変わった」(4名)であり、悪いイメージになったり、よくわからなかったとする学生はいなかった。

その理由としては、

(1) 体験前よりは前向きになった

- ・色んなことを学んだ
 - ・思ったよりも楽しかった
 - ・色々なことを知れたから
 - ・体験前より不安な要素がへったから
 - ・自分が高齢者への抵抗が少しなくなったから
 - ・利用者さんに寄り添った施設で、みんなとても楽しそうだったから
 - ・全体全てを見ていないけど、体験前に思っていたことよりも楽しかったし、思っていたよりも明るかった
 - ・利用者の方に私の知らなかった沢山の面白いことを教えていただいたから
 - ・行く前はどことなく暗いイメージで病院みたいな感じなのかと思っていたが、職員の人たちも明るく、雰囲気良くて驚いた
 - ・体験を通して実際の現場を見た事で、職員の大変さや楽しさを知り、利用者の方についても今まで多少偏見があったがそれが無くなった
 - ・すごく過酷な現場だと思っていたけど、職員の方と利用者の方の間にしっかり信頼関係があり、お互いが楽しそうに過ごしているのを見たから
 - ・認知症や障害を抱える高齢者の方が多いので、前は暗い静かなイメージでしたが、介護等体験後は寄り添う気持ちや思いやりに溢れていると感じたから
- などの自由記述が寄せられた。

(2) 良いイメージが変わった

- ・毎日病院のようにどんよりとした空気なのかと思っていたが、全員が明るく、穏やかな雰囲気作りを重視していて、体験していて、居心地が良かった
 - ・皆さんとても自由に楽しそうに作業をされていたから
 - ・職員の方々は利用者さんと真剣に向き合っていて、施設に入ることで出来る事が出来なくなってしまふのは嫌なので、利用者さんが出来ることは自分でやらせていると仰っていて、しっかり利用者さんのことを考えているから
 - ・相手を理解できたから
- などの自由記述が寄せられた。
- 以上のことから、介護等体験を体験することに

よって、社会福祉へのイメージは、全員が肯定的に変化していると言える。

10. 介護等体験の必要性

「大いに必要」から「全く必要ない」まで五件法で質問した。

体験前調査では、「大いに必要」1名、「まあ必要」6名、「どちらとも言えない」5名、「あまり必要ではない」4名、「全く必要ではない」はいなかった。

一方で、体験後の調査では、「大いに必要」1名、「まあ必要」5名、「どちらとも言えない」5名、「あまり必要ではない」5名であり、「全く必要ではない」はいなかった。

以上の点に関しては、「Ⅵ. 考察」において、再度論及したい。

11. 介護等体験に対して感じたこと・考えていること

(1) 体験前

- ・12月の特別支援学校の行き方が車で行けないので交通の便が悪く、事前に下見に行くのに休日行くことが出来ないのが心配

(2) 体験後

- ・たくさんのことを学ばせて頂きました
- ・利用者の方との接し方はもちろん、職員の方とのコミュニケーションを通して、社会的マナーを間近で学ぶことができた
- ・福祉に関わる人たちの大変さを知ることができた。一人一人に合った対応するという気持ちは今後教員になった時にも必要だと思った
- ・介護等体験はとても楽しかった。複数人で行ったことで、支え合えたからより楽しかったと思う
- ・最初は（介護等体験は）必要ないって思っていたが、様々な人と関わることができ人間の観察力やコミュニケーションのとり方のバリエーションを増やすことができると知り、やって良かったと思った
- ・とても疲れた。経験値が上がったし、老人ホームの印象が良くなったのは良かったと思う
- ・利用者の方との会話で、話を繋げていく、広げていくことに慣れるのが大変だった。しかし、話せるようになったら、様々な学びになるようなことを教えていただけた

- ・様々な人関わるうえで大切なことをたくさん学ぶことが出来た
- ・介護より特別支援の実習を増やした方が、将来の為になると思った
- ・もう少し知識を持ってから挑みたかった
- ・対象者の方との話題作りやコミュニケーションのとり方が非常に難しいと感じました。それは対象者の方に限らず、日常生活にも通じていると思うので、介護等体験の学びを活かしていきたいと思います
- ・大変だなと思いました
- ・たくさんのことを学ばせて頂きました
- ・利用者の方との接し方はもちろん、職員の方とのコミュニケーションを通して、社会的マナーを間近で学ぶことができた

Ⅵ. 考察

1. 厚労省「自立支援に関する意識調査」項目「困っている人がいたら、助けたいと思うか」

2019年厚生労働省によって行われた「自立支援に関する意識調査」（以下、「調査」とする）は、地域での支え合いや就労についての意識を探り、障害や病気を有する者の自立支援についての今後の課題整理に役立てる目的で、2019年2月に実施された。

20歳以上65歳未満の登録モニターの中で無作為に抽出された対象者から寄せられた回答を、「障害や病気を有する者（以下、「類型1」）」「身近に障害や病気を有する者がいる者（以下、「類型2」）」「その他の者（以下、「類型3」）」の3類型ごとにそれぞれ1,000人ずつ、計3,000人の集計を行ったものである¹¹⁾。

「地域や職場で障害や病気で困っている者がいたら助けたいと思うか」という設問には、「積極的に助けたいと思う」及び「助けたいと思う」と答えた者の合計は、類型2では76.9%と最も多く、次いで類型1では67.3%、類型3では55.4%となっている。また、類型3では、「あまり助けたいとは思わない」及び「助けたいと思わない」の合計は16.3%にとどまるが、「わからない」と答えた者が約3割を占める¹²⁾。

「地域や職場で、障害や病気で困っている者がいたら助けたいか」という設問を見ると、類型1

～3まで、「積極的に助けたい」と「助けたい」を合わせた数が最も多いが、やはり、「類型3」の、一般的な人達の「積極的に助けたい」という割合は6.4%となっていて、10%を割っている。そして、逆に「あまり助けたいとは思わない」の割合は、3つのグループの中で、最も多くなっている。

育児・介護の経験別に、障害や病気で困っている者を助けることについての意識をクロス集計すると、どの類型においても育児や介護の経験があると答えた者の「積極的に助けたいと思う」及び「助けたいと思う」の割合は、「経験がない」者よりも高くなっている（図1）。

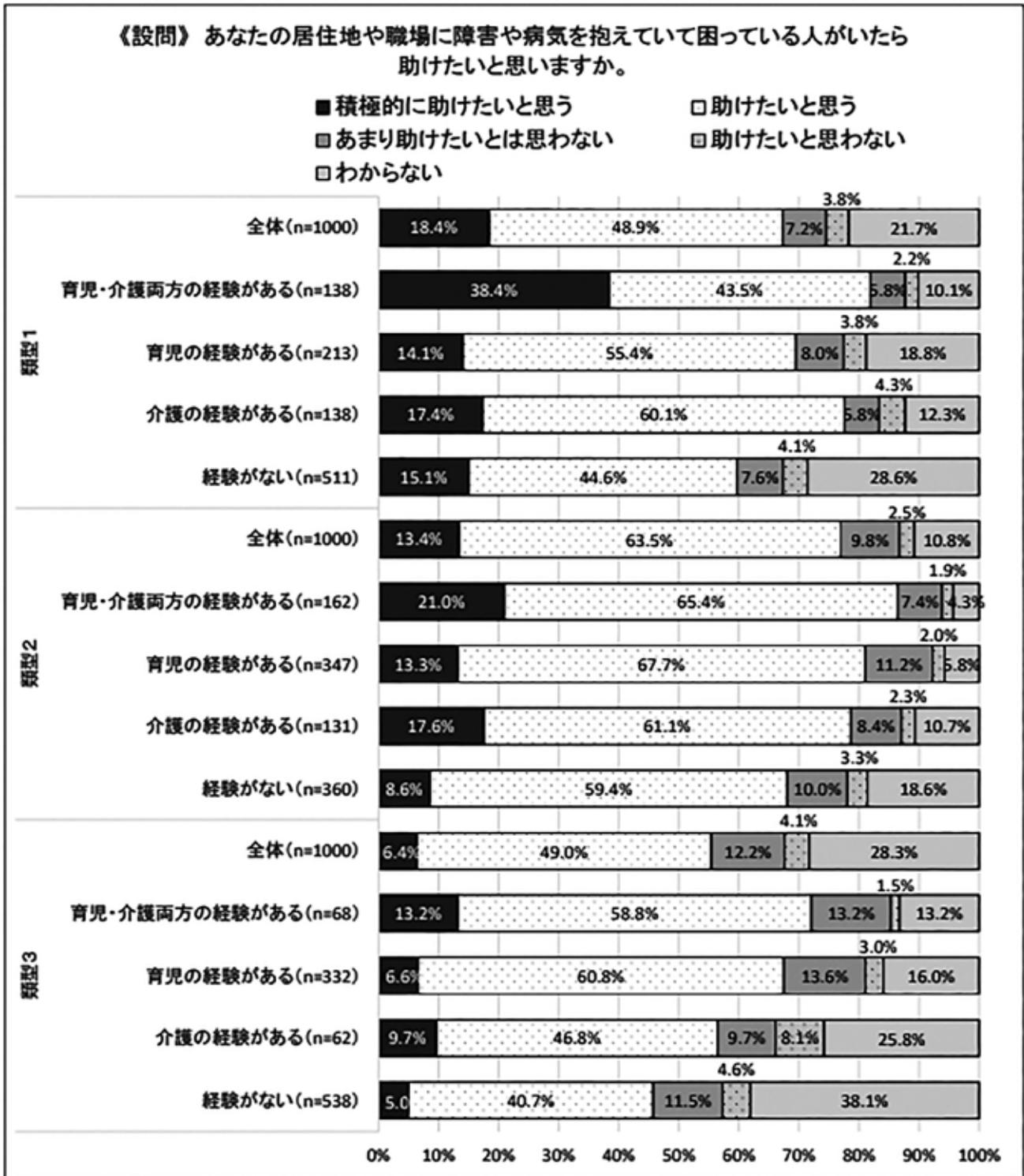


図1 育児・介護の経験別の障害や病気で困っている者を助けることについての意識¹³⁾

では、さらに、「あまり助けたいと思わない」「助けたいと思わない」と答えた理由については、グループ別に見ると、類型1の順位は、1位は「自分にとって負担になるような気がするから」(39.1%)、第2位が「おせっかいになるような気がするから」(29.1%)、第3位は「どのように接したらよいかわからないから」と「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思うから」(24.5%)となっている。類型2の順位は、1位は「自分にとって負担になるような気がするから」(43.9%)、2位は「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思うから」(40.7%)、3位は「どのように接した

らよいかわからないから」(27.6%)となっている。さらに、類型3の場合は、1位は「自分にとって負担になるような気がするから」(39.3%)、2位は「専門の人や関係者にまかせた方がよいと思うから」(35.0%)、「どのように接したらよいかわからないから」(31.3%)となっている。これらの項目の中で、「どのように接したらよいかわからないから」は類型3が類型1・類型2を上回っており、そのほか「困っている障害や病気を抱えている人に出会う機会がないから」(6.1%)と「特に理由はない・わからない」(7.4%)も、類型3が類型1・類型2を上回っている。

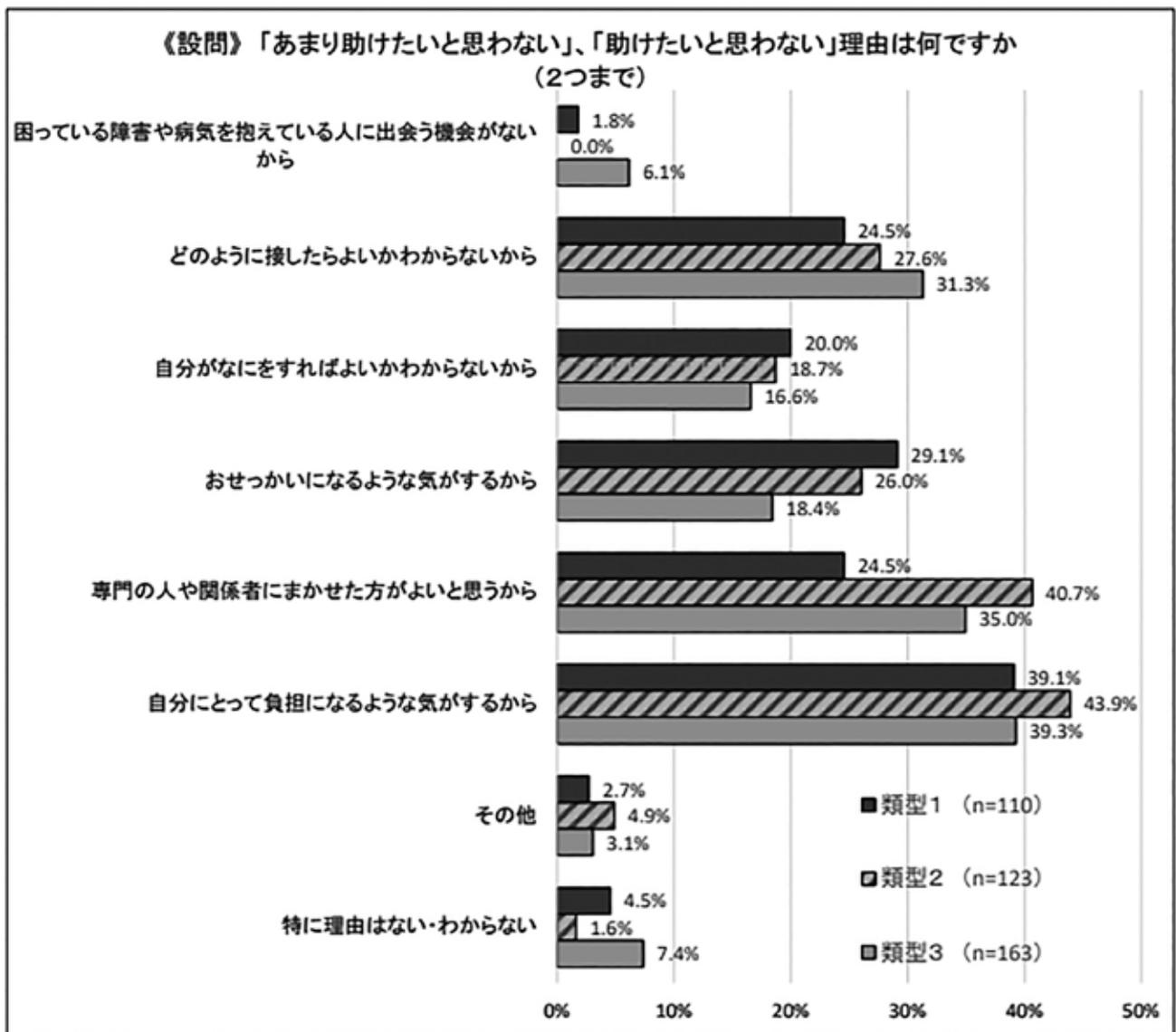


図2 地域や職場で障害や病気で困っている者がいたら助けたいか・理由¹⁴⁾

今回、学生たちに同様の質問をしたところ、「あまり助けたいとは思わない」と回答した学生の理由は、「専門の人や関係者にまかせた方がよい」「自分にとって負担になるような気がする」であった。少なくとも「どのように接したらよいかわからないから」「自分がなにをすればよいかわからないから」ではなく、「専門職」を認識し、「負担」を認識していることがうかがえる。これは、体験したからこそ感じたことであると言える。ただし、今後、地域や職場で障害や病気で困っている人に出会ったときに、せっかくの体験を活かして「助けたい」と思えるようになる、また、助けられるようになれば、その方が望ましい。それには、やはり、体験後に、体験して得られた学びを、日々の生活にどう生かしていくことができるか、リフレクションすることが求められるだろう。

2. 活動内容と、学び

A短期大学の学生たちの介護等体験の活動内容は、直接、対象者と関わった活動としては、1位が「余暇時間の話し相手」(15名)、「共に作業する」(10名)、「食事の介助」(9名)、「移動」(8名)、「洗濯物たたみ」「施設外移動(散歩や買い物など)」(それぞれ6名)と続く。

一方で、対象者と関わらない活動としては、第1位が「清掃作業」(10名)、第2位が「職員からの研修」(3名)、第3位が「事務作業」「対象者と直接かかわらない活動はしなかった」(それぞれ2名)となっている。

松山による、介護等体験を受け入れている社会福祉施設の調査¹⁵⁾では、利用者と直接関わる活動としては、多い順に「余暇時間の相手(話し相手等)」(127施設)、「施設外の移動(散歩や買い物等)」(85施設)、「利用者と一緒に清掃や作業」(78施設)となっており、利用者と直接関わらない活動としては、「職員と感想や疑問質問を話し合う」(118施設)、「施設内外の清掃作業」(66施設)、「指導員からの研修」(44施設)となっている。一方、菱沼の研究では、A短期大学の学生たちが介護等体験を体験した種別であるということで、高齢者施設に対する調査¹⁶⁾を見てみると、利用者と直接関わる活動では、最も多いのは「利用者の話し相手をする」(68施設)、「利用者と一緒に作業を

行う」(57施設)、「利用者の介助を行う」(12施設)となっている。

施設側からすれば、介護等体験は、5日間だけの「体験」であり(「実習」ではなく)、しかも学生は「教員志望」の学生であって介護職志望ではない。学生たちにはほぼ介護の知識はなく、事前学習も所属する大学によってまちまちであることもあり、活動内容は、利用者への直接的な介護というよりは、コミュニケーションを通して利用者理解を図ることを重視する傾向がある。こうした、「コミュニケーション重視」のプログラムは、学生たちに介護の技術は習得させられなくても、実は、高齢者理解を促すことにつながる。

A短期大学の学生たちが「学んだこと」としては、「実習施設の業務の理解」や「施設職員の業務内容」よりも「対象者の障害・老化等の理解」(15名)・「対象者の日常生活」(15名)が多い。ただし、5日間という日数の少なさや、「午後のみ」などの時間制限などから、「対象者の気持ち」などは、「大いに理解した」と回答した人数は10名となっている点では、限界がある。

社会福祉施設において、利用者とのコミュニケーションを取ることを活動の中心とすることは、介護等体験だけではなく、社会福祉士養成におけるソーシャルワーク実習などでも、多くなされている¹⁷⁾。職員から「利用者とのコミュニケーションをとってきて」と言われて、学生が利用者のそばへ行き、天気や趣味・利用者のニーズに関する話など、「会話中心」のコミュニケーションを取ることは、よくあることである。しかし、Bさんからは、「もうちょっと違うこともやってみたかったなとは思いました。終わった後にクラスの子と話していて、何したか?みたいなのを話した時に、その、ちょっとした手遊びとか、もっとたくさんあのコミュニケーションが取れるような活動が、したかったなって思います。」という回答が寄せられた。高齢者施設で利用者とのコミュニケーションをとる際に、会話のみでコミュニケーションを取らせるのではなく、オセロや将棋、囲碁、トランプなどのゲームを通してのコミュニケーションや、散歩への同行をしながらなど、変化のあるコミュニケーションの取り方を活動内容に入れられると、学生たちも様々な角度から利用者を理解す

ることができるのではないだろうか。

その点については、菱沼の調査¹⁸⁾では、知的障害者関係施設では、最も多い活動内容は「利用者と一緒に作業を行う」(30施設)、「感想や質問を職員と話し合う」(30施設)となっており、次に「利用者の話し相手をする」(27施設)、「利用者と一緒に食事をする」(26施設)となっている。利用者とともに作業をすることを通して、利用者とのコミュニケーションを取ることは、スムーズな会話が難しい利用者に関わりやすくなる。また、障害のある利用者と同じ作業に取り組むことは、相手への偏見を除去し、理解を深めることにつながる¹⁹⁾。学生たちが教員になる際には、障害のある児童・生徒と関わることも予測され、児童・生徒同士が同じ作業に取り組みながら、相互に理解を深めることを企画・運営することも考えられる。A短期大学の介護等体験を受け入れる社会福祉施設はほとんどが高齢者施設であり、さらに特別支援学校における介護等体験が2日間しか設けられていないことに鑑みても、介護等体験におけるコミュニケーションの機会は、会話に偏らず、共に作業に取り組む、というプログラムを取り入れることで、教職への学びにつながると考えられる。

3. 介護等体験の福祉教育としての可能性

(1) 福祉教育の三領域

原田²⁰⁾は、福祉教育には大きく分けて、①学校を中心とした領域(学校福祉教育)、②地域を基盤とした領域(地域福祉教育)、③社会福祉専門教育の領域(社会福祉教育)の3つの領域があるとしている。これらは独立したものではなく、相互に関連し合って構成されており、その中心には「福祉教育原理」ともいえる、どの領域にも共通するものがある、と指摘している。「福祉教育原理」は、基本的人権の尊重やノーマライゼーションといった教育と社会福祉の共通した価値に当たる。

ところで、東京都社会福祉協議会によると、介護等体験の目的は、以下のようにまとめられている²¹⁾。

【介護等体験の目的】

- 多様な人間の存在とその価値観、考え方の違いを認識し、人間の奥深さを実感する
- 「個人の尊厳」や「人権」について考え、理解を深める
- 「共生」「社会連帯」について考える機会を持つ
- 多様な人との交流を通じて、コミュニケーションの重要性や方法を学ぶ
- 対人援助の実際に触れて、人間関係形成の重要性、姿勢等を学ぶ
- 利用者が抱えている生活課題の背景にある社会的な問題や、市民生活を支える制度についての理解を深める

これらの目的は、大橋謙策による福祉教育の定義「憲法第13条、第25条などに規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会を作り上げるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びを通して社会福祉制度、社会福祉活動への関心と理解を進め、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを利用している人々を社会から、地域から疎外することなく、ともに手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動」と合致し、原田の言う「福祉教育原理」と重なるものである。

しかし、介護等体験において実際に行われているプログラムは、体験場所を「社会福祉施設」に限定し、簡単な介護技術を体験させる点で、いわば「介護福祉士実習の簡易版」ともいえるものではないだろうか。先述の「福祉教育の3つの領域」論において、原田は、福祉教育を広く解釈すると、「社会福祉教育とされる、社会福祉専門職養成としての「社会福祉専門教育」も一つに含まれる、としている。また、3つの領域がそれぞれ重なり合うところが、今日的な福祉教育の傾向として特徴を示しており、「学校を中心とした福祉教育」と「社会福祉専門教育」が重なり合うところは、高校の教科「福祉」や高校福祉課での学習である。この領域は、広く高校生が福祉を学びながら、将来、介護福祉士やソーシャルワーカーとして専門職養成への指向もあわせ持っていると言われる²²⁾。

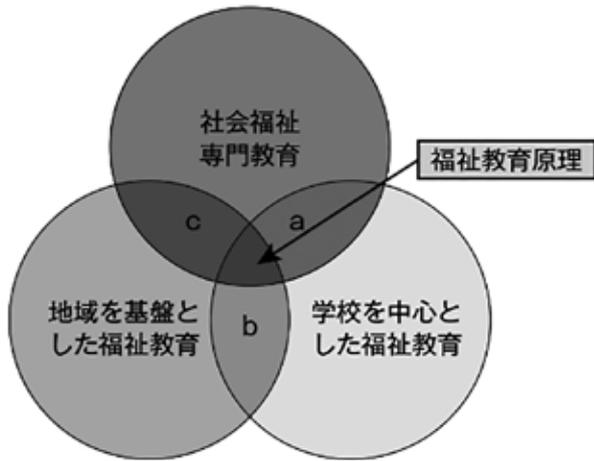


図3 福祉教育の3領域²³⁾

介護等体験は、あくまで小中学校教諭免許取得をめざす学生が体験するものであるとしても、「実習」ではなく「体験」であることに鑑みると、この「学校を中心とした福祉教育」と「社会福祉専門教育」が重なり合う「a」の部分に位置する、と言えるのではないだろうか。

そうだとすれば、介護等体験を現状のままの制度で実施し続けるのではなく、社会福祉士養成の「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」「ソーシャルワーク演習」の教育内容を反映させ、それによって、事業の中に、事前学習・体験中のスーパービジョン・事後学習を一定の基準を設けて盛り込むことが必要である。その際には、地域や学校種（大学か、短期大学か、専門学校か）にかかわらず、共通の基準を設けることで、バラツキが出ることを防ぎ、どの学生も、教員免許を取得し、教員となって福祉的な理解を生かして教育活動に当たることができる一助となるのではないだろうか。

(2) 教育と福祉のつながり

今回の調査では、「教員養成に、社会福祉施設での介護等体験は必要だと思うか」という問いに、「大いに必要」と回答した学生は、15名のうち1名であり、「まあ必要」（5名）、「どちらとも言えない」（5名）、「あまり必要と思わない」（5名）と、回答が分散している。学生がせつかく5日間も社会福祉施設に身を置き、利用者の日常に関わり、職員にも通常の業務以外に多大な負担がかかっているのであれば、学生にとっても、また受け入れ

先である社会福祉施設にとっても、「大いに必要」と感じられる事業であることが望ましい。

今回のインタビュー調査では、「教育と福祉とのつながり」について、Bさんは「大いに学べた」と回答した。彼女は「高齢者とか、なんかその小さい子とかと関わる機会とかがあるな、と。自分たちが中学生に教えるために勉強していることと、普通の高齢者に対して必要なことが、なんか少しだけかぶさっているような気がします」とし、その理由として「その人その人に合わせた対応とか、でしょうか」と回答している。そうした「個への対応」の重要性については、他の2名も「コミュニケーションによって、大いに学べた」と回答している。

また、「自分を見つめ直す機会になったかどうか」については、Cさんが「自分は、あんまり、なんか人に興味なくて、もともとその、なんか、人の話とかあんまり聞かないタイプ。それは、意図的にしてるとかじゃないんですけど、なんか、あんまり人の話とか入ってこないタイプで。（話を）聞いてはいるんですけど、なんか、入ってこない。だから、話したのに、（内容を）覚えてないとか。でもそれは、多分、自分がちゃんと相手のことを考えてないし、相手の話をちゃんと聞いてないのかな？って思うようになりました」「それは、介護等体験をやって、思った。やっぱり結構、今、スマホがあるから、結構、スマホ、スマホって思っちゃってて、それでなんか、人と話しても、スマホいじってたりとかしちゃってたんですけど。なんかその、介護等体験で、体験中はスマホとかも一切なかったじゃないですか。それで、もう（利用者）と1対1でずっと話してるから、結構、その話を理解っていうか、こう入ってくるっていうので、あ、今この利用者さんはこういう気持ちなんだっていうのを理解するっていうとあれですけど、分かったっていうのがあったので。やっぱり聞こうっていう意識が、自分に必要なんだっていうふうに感じました」と、丁寧にじっくりと言葉を選びながら、回答してくれた。学生たちは、まだ教育実習を体験しておらず、スマートフォンを一切触らずに長時間過ごす、という体験をしたことがない。しかも、1対1で利用者と面と向かって会話をする、という状況で、

「相手の話を傾聴する」という体験から、おのずと自らを省察することができたと言える。また、教育実習では、一人の子どもだけと長時間会話をし、という場面はほぼないため、こうして個別の関わりをすることからの学びは、介護等体験ならではのものと考えられる。

そして、「教育と福祉とのつながり」については、Bさんは「つながりは、ちょっとはあると思います。なんか、高齢化社会なので、もしかしたら、小学校とか中学校の生徒でも、おうちに帰ったら、おじいちゃん、おばあちゃんがいたりとか。そういうので、なんかもうちょっと普通に。学校の授業とかでも、そういう、おじいちゃんおばあちゃんを助けた方がいいとか、もうちょっとそういうのがあったりとか。ヤングケアラーみたいな子もいると思って。そういう子もいるから、学校ではそういう子たちをどうやって、なんか、ちょっとでも楽に暮らせるように、そういうのを考えたりした方がいいなと、考えるような世の中になるといいな、と思いました」と回答している。現在の介護等体験の、コミュニケーションを中心としたプログラムで、こうした学びを得られることは、学生たちにとって、教員になるにあたって大きな意味がある。ただし、「大いに学べた」と回答する学生が少ないことから、今後は社会福祉と教育との共通点は何かをさらに意識し、介護等体験で学んでほしいこと、そしてそのための活動プログラムを、内容を絞って、体験を「教員養成のため」に精査することが必要ではないだろうか。

Ⅶ. 研究の限界

今回は、前回の筆者の研究ノート²⁴⁾と、そして、厚生労働省の「自立支援調査」と、松山、菱沼の調査と比較して研究するため、幅広い分野にわたる質問となり、さらに、スマートフォンでのGoogle Formsによる回答ということから、自由記述が前回の調査よりも少なかった。より質問項目を絞り、筆記による集合調査と、そして、質問紙調査に立脚したインタビュー調査を合わせて実施することの必要性が明らかになった。次回に活かしていきたい。

引用文献

- 1) 宮脇文恵, 2022, 「介護等体験の福祉教育としての可能性に関する一考察～短大における社会福祉施設体験に対する学生アンケートの分析を通して～」, 『宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科研究紀要』第19号・第20号
- 2) 文部科学省「介護等体験について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_02889.html
- 3) 藤本典裕, 2003, 「介護等体験への取り組み-東洋大学の場合」教師教育研究, vol16, 51-61
- 4) 前田輪音, 2004, 「介護等体験の体験内容の検討」北海学園大学学園論集, vol120, 23-38
- 5) 引用文献1), 61-65
- 6) 神戸新聞NEXT, 2022, 「時代の流れ、さらにコロナ禍で…様変わりした公立学校の家庭訪問」
<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202204/0015251908.shtml>
- 7) 全国社会福祉協議会「福祉教育とは」
https://zcvvc.net/welfare_education/education.html
- 8) 原田正樹, 2014, 「福祉教育のあゆみは？」『新福祉教育実践ハンドブック』12-13, 全国社会福祉協議会
- 9) 引用文献8), 12-13
- 10) 原田正樹, 1993「福祉教育における障害理解プログラムへの一考察」『日本の地域福祉』第7巻, 日本社会福祉学会, 98-100
- 11) みずほ情報総研株式会社, 2018, 『「自立支援に関する意識調査」報告書』, 1
- 12) 引用文献11), 11
- 13) 引用文献11), 17
- 14) 引用文献11), 16
- 15) 松山毅, 2021, 「社会福祉施設における介護等体験プログラムの実態Ⅱ～社会福祉施設アンケート調査結果を通して(千葉)～」日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要vol.37, 73-74.
- 16) 菱沼幹男, 2021, 「社会福祉施設における介護等体験プログラムの実態Ⅰ～社会福祉施設アンケート調査結果を通して(埼玉)～」日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要

vol.37, 64-65

- 17) 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟, 2021, 『ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン (2021年8月改訂版)』, 5
- 18) 引用文献16), 64-65
- 19) 山内隆久, 1984, 「視覚障害児に対する態度の変容におよぼす対人的接触の効果」教育心理学研究第32巻第3号, 72
- 20) 原田正樹, 2014, 「福祉教育の3つの領域とは？」新 福祉教育実践ハンドブック, 24-25
- 21) 東京都社会福祉協議会, 2009, 『社会福祉施設における介護等体験受け入れのポイントーより豊かな介護等体験をめざしてー』, 2
- 22) 引用文献20), 64-65
- 23) 引用文献20), 64-65
- 24) 引用文献1)

医療事務教育に関する文献研究

A Review of the Literature on Medical Administration Education

北爪 あゆみ

要旨

本研究は、医療事務職養成大学および短期大学における教育内容と効果を分析するために、医療事務教育に関する文献研究を行い、その現状と今後の医療事務職養成校における課題を明らかにすることを目的とした。その結果、①医療事務職に求められる資質および能力は「医療事務業務内容の理解」「コミュニケーション能力」「IT情報活用能力」「医療に関する基礎知識」であると、医療事務職養成校の認識は概ね一致しているが、教育カリキュラムについては統一性がないこと、②医療事務職関連資格取得に求められるものは、医療に関する能力（基礎知識）と秘書的資質であるが、知識の習得以上に非定型業務に対応できる素養の育成が重要であること、③医療事務職における医療機関実習は各校の状況に応じて任意で運用しているが、その教育効果は高く、資質の向上に大きく貢献することが明らかとなった。今後の医療業界の変革に備え、医療事務職養成において重要とされる資質や能力とその育成方法を踏まえ、より質の高い医療事務職員養成プログラムの構築を目指す必要があると結論付けた。

Key words：医療事務教育，カリキュラム，資格取得，医療機関実習

I. はじめに

近年、医療の高度化、専門分化が進んでいる。医療制度の現状と課題として、厚生労働省は「医療の質の向上は、医療従事者の資質の向上とともに、質の高い医療提供の環境整備が課題である」とし、医療の高度化、専門分化が進む中で、質の高い医療従事者の養成や、質の高い医療提供の環境整備を図っていくとともに、患者・国民の適切な選択によって良質な医療が提供されるよう、情報の積極的な提供を図る必要があるとしている¹⁾。

また、2009（平成21）年に厚生労働省は、「チーム医療の推進に関する検討会」を発足させ、患者・家族とともにより質の高い医療を実現するためには、1人1人の医療スタッフの専門性を高め、その専門性に委ねつつも、これをチーム医療を通して再統合していく、といった発想の転換が必要であると提唱している²⁾。この検討会において、チーム医療とは、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情

報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完しあい、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」と定義しており、今後、チーム医療を推進するためには、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの役割の拡大、③医療スタッフ間の連携・補完の推進、といった方向を基本として、関係者がそれぞれの立場で様々な取組を進め、これを全国に普及させていく必要があるとしている³⁾。

こうした状況の中で、医療事務職員については「医療関係事務に関する処理能力の高い事務職員（医療クラーク）を積極的に導入し、医師等の負担軽減を図るとともに、患者・家族へのサービス向上を推進する必要がある。（中略）また、医療クラークのみならず、看護業務等を補助する看護補助者、他施設と連携を図りながら患者の退院支援等を実施する医療ソーシャルワーカー（MSW）、医療スタッフ間におけるカルテ等の診療情報の共有を推進する診療情報管理士、検体や諸書類・伝

票等の運搬業務を担うポーターやメッセンジャー等、様々な事務職員を効果的に活用することにより、医師等の負担軽減、提供する医療の質の向上、医療安全の確保を図ることが可能となる。こうした観点から、各種事務職員の導入の推進に向けた取組の実施を検討すべきである⁴⁾と提言されており、チーム医療推進に伴う医療事務職の業務内容分担の必要性が強調され、医療事務職従事においても専門性の高い知識が必要とされる傾向にある。

日本医師会は、日本医師会認定医療秘書養成にあたり、現在の高度情報化社会において、医療現場は高いレベルでの情報処理とその伝達がなくては成り立たず、医療機関はそれらの現場において迅速に対応できる人材を必要としている⁵⁾と、質の高い医療事務職員養成の重要性を指摘している。このように、医療事務職が医療機関の運営において果たす役割が高まる中、2025（令和7）年現在、医療事務職養成にあたり国家資格に相当するものはない。医療事務職関連資格は、一般財団法人などの職能団体が認定する民間資格であり、国家資格養成カリキュラムのような職業養成についての共通する指針や到達目標はなく、医療事務職養成においては各校の方針で行っている。また就職においては、医療機関ごとの特性も鑑み、資格取得の有無にかかわらず、医療事務職実務経験を優遇される場面も少なくない。

そこで本研究では、医療事務職養成大学および短期大学における教育内容とその目的、効果进行分析するために医療事務教育に関する文献研究を行い、医療事務教育の現状と、今後の医療事務職養成校における課題を明らかにすることを目的とする。

II. 研究方法

本研究は、医療事務教育について概観することを目的とし、医療事務職養成課程の特徴となる「医療事務教育カリキュラム」「医療事務職養成課程における資格取得」「医療事務職養成課程における医療機関実習」に焦点を絞り、CiNii等の論文データベースを活用して文献研究を行うこととする。

なお、本研究における医療事務職とは、医療事

務、医療秘書等、医療に関する事務業務全般にかかわる従事者のことをさす。

III. 医療事務職養成課程に関する先行研究

ここでは、大学・短期大学における医療事務教育に関する先行研究を挙げていく。なお、医療事務職養成課程の先行研究については、「カリキュラム」「資格取得」「医療機関実習」の3つに大別することができる。

1. 医療事務職養成課程におけるカリキュラムの特性

医療事務教育に関するカリキュラムについては、2009（平成21）年に江崎和夫、伊藤敦、藤原由美がカリキュラムの運用実態、医療現場のニーズについて調査を行っている。この研究は、教育内容とカリキュラムを設計の上2年間運用し、①学習の理解度と総合評価に関するアンケート調査、②学生の意見に関するアンケート調査、③教員間による意見・提案の収集、④医療機関、医療スタッフへのヒヤリングと資料収集、⑤医療機関の受験者に対する就職試験情報のヒヤリング調査、⑥学生の進路状況に関するアンケート調査、⑦資格取得に関するアンケート調査を行い、その結果について分析している⁶⁾。

そしてその結果から、医療事務職に求められる資質の向上については、医療事務業務への理解、コミュニケーション能力分野の科目連携の充実と資格取得を支援する教育環境やカリキュラムなどの基盤の充実、パソコン操作能力・情報活用能力分野の展開をもってカリキュラムへ反映することが重要であると考察している。特に、コミュニケーションにおける今後の課題として「窓口スタッフに求められる能力を体験学習させること」を挙げており、「ホスピタリティの演習ができる教室を活用し、窓口スタッフの立場と患者の立場の両面から、医療窓口での患者応対を疑似体験させることが有効である⁷⁾」としている。また、2年に1度大きく見直される診療報酬改定についても、改定内容を教育内容に反映させることに工数がかかりかかるとい問題があると指摘しており、学生に医療制度の改定内容を学習できるプログラムを構築する必要があると提案している⁸⁾。

同研究において専任教員および兼任教員からの教育内容に関する意見については、医療分野に従事する者の求められる能力として、ホスピタリティのある接客能力、ドクターやコメディカルとのコミュニケーション、医療事務スタッフ間のコミュニケーション能力などの重要性を挙げている⁹⁾。さらに、医療事務スタッフとして求められる人物像、能力、知識を明らかにするために、医療現場の専門家7名より医療現場の意見や提案等を集約しており、医療事務職に従事するために特に重要な能力として、まず「医療事務職は人間性が第一条件、仕事力が第二条件として求められる。医療の仕事は人命を扱う仕事であり、他の分野に比べて公共性、社会性が極めて強く、人格、倫理観などの人間性が要求される分野であるため」であると述べている。次に、「病院事務スタッフとして、コミュニケーション能力、コーディネート能力等の仕事力が求められる。これは、患者窓口対応をするためのコミュニケーション能力、コメディカルの意見を調整するためのコーディネート能力が要求されるためである。」とし、そして、「コミュニケーション能力、コーディネート能力を補うための基本知識が必要である。社会保障制度の知識、医療保険制度の知識、経済社会の知識等が求められている。」と3つの課題を挙げている¹⁰⁾。

この医療にかかわる知識の理解度は、医療機関の就職試験上においても事前に問われる機会が多く、医療機関における就職試験内容のヒヤリング調査結果によると、医療機関では介護保険、混合診療、特定疾患等、高齢化問題に関するテーマが筆記試験、小論文で問われるケースが多く、専門性の強さと限定したテーマ設定であるとしている。またクリニックのひとつでは、窓口実際に立って患者への対応を行い、その状況から判断するという実技テストもあったとし、入職前からこの適正の有無を測られることも明らかとなった¹¹⁾。

なお、同所属大学における学習カリキュラムの工夫について、取得可能な医療事務職関連資格は医療保険学院の「医療保険士」を採用し、そのほか秘書検定試験、介護保険事務士、日商PC検定、日商簿記検定等の資格取得を目指すことができている¹²⁾。

2011(平成23)年には山下真弓、太田雅人が「職

場における実態調査と教育の効果」および「医療事務員に求められる資質と課題」の調査を行い、医療事務教育カリキュラム改定とそのねらい、教育成果と課題をまとめている¹³⁾。

この研究において、学生の教育は特に「社会人としての人間教育を行う中で専門教育を行うことが、社会で求められる人材育成につながると考える」とし、「事務能力教育」「コミュニケーション能力教育」「情報機器操作能力」を教育の3本の柱として置き、バランスのとれた人材教育の実践をコンセプトとして強く意識しカリキュラムの構成等を行っている¹⁴⁾。その中で、「資格取得は目的ではないが、在学中には学習意欲の向上、就職の際には自分自身に自信をもって職場に臨めるなどの点で大きな効果が認められる」¹⁵⁾と、資格取得をカリキュラムに含むことで学習成果を形に残すことができ、明確な目標設定のもと学習計画を設定できることを評価している。

また、同研究内における課題として「非定型業務のスキルアップ」を挙げており、就職に関しては患者とのコミュニケーションやクレーム処理を丁寧にこなし、多忙な医療スタッフの業務を臨機応変に補助するなど、採用の際にはIT化や委託化に馴染まない非定型業務の遂行能力が重視される点から、社会経験の浅い新卒者よりも社会経験の豊富な既卒者が応用力という面で評価され、優遇される傾向にある¹⁶⁾と指摘している。医療事務職養成校におけるその対策として、医療機関が求める非定型業務の多くは「患者や医療スタッフに対する思いやりや心配り」であり、学校や家庭などの集団活動の中で得た気づきや失敗の経験から学ぶことが一番大事ではあるが、患者の心身の状況を理解した上での相談援助技術や患者の生活を支えるための多職種協働の働きかけなど、これからの医療事務職が身に着けるべき「非定型業務」のエッセンスが豊富に含まれているとの考えから、当該大学では社会福祉士養成カリキュラムの一部を導入し、社会福祉士主任任用資格の取得を可能としている¹⁷⁾。

なお、医療事務職関連資格については「医科医療事務認定3級・2級」「医科医療コンピュータ検定2級・1級」「医療秘書技能検定3級」等の実績があり、そのほか「介護保険事務士」の取得

も目指している¹⁸⁾。一方「非定型業務」の理解とスキルアップのために医療現場での演習等は当該大学内カリキュラムには含まれていなかった。

また、2017（平成29）年には、橘治行が医療事務職を養成する大学・短期大学の教職員へインタビューを行い、各医療事務・秘書業務の養成機関のカリキュラムでは、一般的な事務や秘書業務に加え、医学的科目が多く設けられていることを共通項として挙げている。これは、一般的な企業と異なり、病院職員の多くは、医療従事者と呼ばれる医療関係の専門職の集団で、法律に規定された有資格者の集団であり、医療秘書が一般企業における秘書と異なるのは、医事課職員の業務も含めた秘書業務であるためと述べている¹⁹⁾。

また、医療事務の業務範囲について、「医療事務資格は、病院事務員あるいは医療秘書業務を行うために必須の資格というわけではない。しかし医療事務員は、医師をはじめとした業務独占資格を有する医療専門職と共に業務を行う職場で、医学や診療報酬制度の知識に精通しつつ、財務部や病院経営の執行部にも所属する。また、医療機関での窓口を『コンシェルジュ』にたとえ、患者対応における「ホスピタリティ」の必要性を強調される風潮により“病院接遇”が重要視され、对患者・家族のみならず、オーダーを事例にした職場内のチームワークと各部署との連携にも役立つ、コミュニケーション力養成のための接遇事例による演習科目の開設、医学分野における“医療にかかわる用語や略語”、患者との“コミュニケーション論”演習、実務研修分野の“実務研修（病院実習）”、“病院実習事前指導”演習、“医療情報演習（含む電子カルテ）”等の科目による内容充実、病院情報（システム）学の開講が急務である」と述べている²⁰⁾。

なお、当該大学のカリキュラム内で取得できる資格については医療管理秘書士資格を軸とし、その他医事コンピュータ技能検定試験や電子カルテ実技検定試験、調剤報酬請求事務専門士試験の受験にも対応するなど医療事務関連資格を4種以上取得することを可能としている。また、3・4年生の希望者に向けて病院と医療関連会社への実習を行っている²¹⁾。

2. 医療事務職養成課程における資格取得のあり方

医療事務職の携わる業務は、患者対応や診療報酬の算定、入退院の手続き、医療従事者との連携や情報管理など多岐にわたり、現場に適応しうる専門的知識が必要とされる。医療事務職に関連する資格は一般財団法人などの職能団体が認定する民間資格であるが、その数は数十種類に及び、難易度や出題範囲など求められる知識や技術は多種多様である。

なお、医療事務職関連資格については「医療事務」「医療秘書」など、職種の名称が付記されているものが多数存在しているが、概ね医療に関する事務業務全般にかかる事務職といった広義の意味に捉えることができる。

「医療事務」の業務内容について、厚生労働省のjob tagによると、「医療機関において、診療報酬を請求するための書類の作成を行ったり、窓口において、外来の受付、医療費の請求、入退院の手続などを行う。診察が終わった患者のカルテを見て、診察の内容、検査の種類、薬の量などをコンピュータに入力して点数化し、患者が自己負担する金額を計算する。保険診療では疾病名に対応した治療、投薬や療養の基準に基づいてレセプト（診療報酬請求明細書）を作成し、その後、チェックを行う。（中略）また、窓口での具体的業務は、外来患者を受け付け、初診の患者は、健康保険証を預かり、診察券やカルテを作成する。診察が終了した患者等の診察料の計算と会計、カルテの整理・保管を行う。入退院の手続を行うこともある。薬剤、備品及び資材の購入に関する事務手続きをする場合もある。」と説明している²²⁾。

一方、「医療秘書」の業務内容について日本医師会によると、「医療機関における秘書業務、一般事務、保険請求事務、情報管理などで医師を補佐する秘書的な役割を果たす職種」と定めている²³⁾。

このことから、「医療秘書」は医師を補佐する秘書的役割を含んでおり、中心となる業務の焦点はやや異なるものの「医療事務」との業務内容は概ね重複している。求人情報などにおいても「医療事務職・医療秘書職」と連立して書かれていることが多く、医療機関ごとに定義が曖昧であることが推察できる。

2017（平成29）年に行われた橋治行の調査研究では、全国の「医療秘書」資格養成コースのカリキュラムについて調査した結果、医療秘書資格関連の受験資格を得るための教育校や訓練機関を大学、短期大学、専門学校（含む専修学校）で分類すると、大学が48校、短期大学64校、専門学校397校で、そのうち近畿圏内では大学7校、短期大学17校、専門学校12校であったと報告しており、医療事務職養成校がそれぞれ医療事務職に求められる資質の向上を目的とし、各校の選択した医療事務職関連資格の取得を目指し、科目構成を行っていることが分かる²⁴。

医療秘書職に求められる資格制度のあり方については、2016（平成28）年に森本敦司、西村この実が、医療秘書分野で実践されている資格の特色に着目し、調査研究を行っている。この研究は、日本医師会認定「医療秘書」の定義に基づきその範疇を参考としながら、検定試験、認定試験など現在の医療秘書職に係る代表的な資格試験について各特色の比較を通じ、同職に係る資格の将来像を展望することを目的としており、具体的には、医療秘書職に関連する知名度の高い7つの代表的な資格について、その特色等を概説し、医療秘書職に求められる資質と能力を抽出している²⁵。

その結果、医療秘書職に関連する資格取得にあたり求められる資質については、「最新の医療遂行にあたり、医師の良き補佐役となることを目的として設けられたため、秘書としての資質が求められる。さらにその業務は、医療機関における秘書業務、一般事務、保険請求事務、情報管理で、広く保健・福祉の分野においても活躍できる職種であるため、秘書的な能力と医療の専門能力の両方が求められている。秘書的な能力として求められる内容は、外来窓口業務及び患者の誘導、電話応対、来客応対の接遇、保険請求事務、関係職種間の情報の伝達、医師のスケジュールの作成および調整、庶務管理、参考文献の整理、研究発表、学会活動の補佐、パソコンなどによる文書の作成などである」と述べており、「医療秘書職について、その能力や技能を資格のかたちで認定するには、どのような形式で認定するかにかかわらず、まずは『秘書的な素養』を前提とすることを強調しておく必要がある。」と考察している²⁶。

また、「多数の医療秘書職の資格試験があり、大学、短期大学、専門学校で導入する資格試験も多様化している。しかしながら医療現場で求められる資質と能力は、能力向上を優先すると怠ってしまうと懸念される質向上に目を向けることが、他との差別化であり、淘汰されていく際の生き残りではないかと考える。医療従事者としての意識と、それをどのように表現できるかが教育の場で求められている。」²⁷と指摘している。

2013（平成25）年には、山川智子、大濱晴美が、医療事務資格試験と多種資格試験について比較し、資格取得の難易度を調査している。

当該大学は新潟県に所在し、カリキュラム内で「医療事務管理士」を医療事務職関連資格取得の主軸としている。研究方法として、「弁理士・司法書士・社会保険労務士・行政書士等7種類の資格試験と医療事務管理士・診療報酬請求事務能力認定試験について科目数・試験時間・合格率を比較した²⁸。

その結果、「弁理士・中小企業診断士・社会保険労務士・気象予報士などの多くの士業の資格試験の受験地が東京都内などの主要大都市に限られるのに比べ、医療事務に関連した資格の大半が新潟県内で受験可能である。県内の受験者にとっては、宿泊費や交通費などの負担が少なく受験できるという利点も大きい」²⁹と、その受験のしやすさに触れながらも、取り上げた医療事務職関連資格については試験時間が180分を超え、このような長時間の試験は他資格と比較しても多くない点、合格率については医療事務管理士が43%、診療報酬請求事務能力認定試験については27.7%と低い水準である点を挙げ³⁰、ほかの資格試験と比べても、医療事務管理士の試験時間の設定や受験者に係る負荷の度合いは決して軽いものではないと考察している³¹。

また、同研究においては専門学校における受験対策カリキュラムと大学の対策授業とを時間数、合格率の観点から比較しており、大学という環境において専門学校のような特訓体制を行うことは現実的ではないという点も指摘している³²。

3. 医療事務職養成課程における医療機関実習の位置づけ

医療従事者における国家試験受験資格要件には臨地実習が義務付けられており、社会福祉士や介護福祉士などの福祉系国家資格についても同様である。それに対し、医療事務職については国家資格が存在せず、民間の医療事務職関連資格の取得が医療事務職従事における必須条件ではないことから、医療機関での実習は規定されていない。

大学、短期大学における医療事務実習の実施状況としては、2017（平成29）年に橘治行が一般社団法人医療教育協会の指定校である大学3校、短期大学7校へ、病院実習の実施状況の有無について調査しており、その結果、当該大学以外は短期大学において1校だけがインターンシップとして実施していた、と報告している³³⁾。医療事務職関連資格の中には医療機関での実習単位を資格取得の要件としているものもあり、たとえば「日本医師会認定医療秘書」取得を目指すためには、医療機関実習は必修であるとしているが³⁴⁾、学内にてこのような資格取得を可能としない養成校での医療事務実習の実施有無については、各養成校の判断に委ねられている。

しかし、医療事務教育カリキュラムの先行研究からもわかるとおり、医療現場への理解とコミュニケーション能力の習得は医療事務職に従事するために必要不可欠であり、その中で医療機関における実習は、窓口対応体験や医療従事者との連携などを通して、医療事務職に求められる資質の向上に大きな効果が期待できる。

医療事務職の短期大学における医療機関実習の教育効果については、2019（令和元）年に武村順子が、実習を行うことの意義や問題点、課題について調査している。同研究の行われた所属大学は、日本医師会認定医療秘書の教育要領を基盤にカリキュラム展開を行っており、具体的には、在学中同一医療機関へ2回（実習Ⅰ・実習Ⅱ）に分けて実習に赴き、それぞれの実習において学生が何を学んできているかを捉えるため、自由記述式による実習感想の報告書レポートを基に頻出語の分析を行い、特徴語を抽出している³⁵⁾。

その結果、「学校」「学ぶ」「勉強」「考える」といった、学習に関する特徴語には、実習Ⅰと実習

Ⅱのどちらにおいても強い共起関係があり、学生が実習を通して、学ぶことへのモチベーションを高めているということが明確になっている³⁶⁾。実習における学びについては「受付、カルテ、患者対応、コミュニケーションについての準備と振り返りは必要であり、この分野での教育効果の更なる深まりが期待できる。そのことに加えて、実習Ⅰでは「保険」について、実習Ⅱでは「入院」や「多職種との連携」についての理解を、学内においてそれぞれの機会に十分に学生に知識を習得させることも、実習の意義を深めることに結び付く」と、その意義を述べており、「先行研究において、医療機関実習が学生のキャリアイメージを想像できる場となっていることが示されていたが、そのことは、学生の実際の記述にも表れており、医療機関を理解することが能動的に自然な流れで行われている。様々な説明や見学が学生の学ぶモチベーションを高めることは明らかである」³⁷⁾と考察している。

また、課題として「実習終了直後には、学生の意欲の高まりがあったとしても、日々の生活の中でそのことを維持させるのは、また新たな試みが必要になる」とし、実習終了直後の学びに対する学生の意欲を、学内での学びにつなげていくことを挙げている。さらに「医療機関実習における心理的ダメージ」「個人レベルでのサポートの必要な学生の存在」「実習医療機関別による実習項目のばらつき」を問題点として挙げ、学外の資源を教育材料として使用することのリスクへの対応について調査が必要であると述べている³⁸⁾。

Ⅳ. 考察

これまで本研究の対象とした先行研究からは、以下の3つのことが明らかになった。

①医療事務職を養成するにあたり、医療事務職に求められる資質および能力は、「医療事務業務内容の理解」「コミュニケーション能力」「IT情報活用能力」「医療に関する基礎知識」に大別でき、育成すべき観点は一致しているが、教育カリキュラムについては統一性がなく、民間の資格取得などを取り入れつつ各校の方針により試行錯誤を繰り返しながら柔軟に対応している状況であることが読み取れた。

- ②医療事務職関連資格取得に求められる能力は、医療に関する基礎知識、専門能力のほか、一般事務、保険請求事務、情報管理といった事務的能力と、外来窓口業務及び患者の誘導、電話応対、来客応対の接遇、パソコンなどによる文書の作成などの秘書的資質が必要であることが明確となった。資格取得をカリキュラムに含むことにより、学生が在学中に目的意識を持つことができ、学習意欲の向上や就職に向けた自信の獲得に繋がるが、資格取得を目的とした能力の向上以上に、非定型業務に対応できるコミュニケーション力などの秘書的資質の養成に目を向ける必要があることも示された。また、医療事務職関連資格を他資格と比較してみても、受験の機会や試験時間、難易度などの負荷の度合いは軽くなく、資格取得を目標としたカリキュラムを運営する際の対策時間等が課題となった。
- ③医療事務職養成課程における医療機関実習は教育効果が高く、医療事務職として求められる資質の向上に大きく貢献すること、医療機関実習における学生の心理的ダメージ、個人レベルでのサポート等「学外の資源を教育材料として使用することのリスク」への対応について調査が必要であることが明らかになった。また、これらの先行研究は、多くが実習報告書、実習事前・事後アンケート調査等による学生自身の実習成果や学生の実習に対する希望に関するものであり、医療機関側の医療事務実習受入における認識や、人材育成など医療機関側のメリットに関する調査については不十分であるため、今後調査の研究対象にすることが求められる。

以上のことから、医療機関における医療事務職の業務内容がより多様になる現代において、限られた養成期間内に求められる資質の向上を目指すため、本研究において明らかとなった医療事務職養成において重要とされる資質とその育成方法の工夫について、養成校間で連携してチーム医療に貢献することのできるより質の高い医療事務職員養成プログラムの構築を目指す必要があると考えられる。

専門学校教育における医療事務実習では、全国専門学校教育研究会が、2018（平成30）年に文部科学省より委託を受け、「医療事務分野実習ガイ

ドライン」を編集している。このガイドラインは、医療機関と医療事務職養成校の連携について、「各学校がそれぞれの地域で独自に行う連携が多く、地域で大きなバラツキが見受けられる。体系だった標準カリキュラムや医療機関との連携教育が整備されていない」と、養成校独自の実習運営に対する課題を指摘し、「医療機関側のメリットを伝えることが出来ず、円滑に学生を受入れていただくことが難しい」「学習成果の評価の標準化ができていないために受入れ担当者によって評価にバラツキが生じる」³⁹⁾といった受入実習医療機関ごとの認識の差も課題であると示している。このガイドライン内で指摘された「各校のバラツキ」といった点は、養成校カリキュラムや学内で受験を可能とする医療事務職関連資格の採択、受験指導などにも同様のことがいえると思われる。

当ガイドラインは専門学校教育を念頭に置き作成されているため、医療事務職養成大学・短期大学においては科目特性や事前事後学習の時間数など、資格取得カリキュラムと同じく準拠するには限界がある点、2019（令和元）年以降、医療業界にも大きな影響を及ぼしたコロナ禍以降の実習受入の現状が反映されていない点を課題として挙げることができる。また、医療事務職養成校における「医療事務分野実習ガイドライン」の認知度の向上も必要である。

V. おわりに

医療業界は現在変革期を迎えている。厚生労働省は2022（令和4）年に、「医療DX令和ビジョン2030」を提言した。この医療DXとは、「保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存時の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること」と示している。それを実現させるために、「全国医療情報プラットフォームの創設」「電子カルテ情報の標準化」「診療報酬DX」を3本の柱とする

計画を打ち出している⁴⁰⁾。この「医療DX」の3本の柱とそれに付随する業務内容は、医療事務職と非常に密接にかかわっており、これに伴い、今後医療事務職の役割は一層大きく変化することが予測される。電子カルテ情報共有サービスや電子処方箋、診療報酬改定DX、オンライン資格確認等、デジタルツールにおけるより高度な業務内容への理解と、これに伴い変化が想定される患者からの新たなニーズに対応する秘書的資質が求められることが推測される。

また、厚生労働省の認可する公益財団法人日本医療保険事務協会が、2026（令和8）年をもって協会の解散ならびに同協会の主催する診療報酬請求事務能力認定試験の廃止を発表した。当該試験は、診療報酬請求事務に従事する者の資質の向上を図ることを目的とし、複雑な診療報酬制度について正確に理解し対応することを求める難易度の高い資格試験である。合格率は例年3割前後で推移し、医療事務業務の中でも特に重要度の高い診療報酬における知識習得の証明としては大きな信頼を寄せることのできるものであった⁴¹⁾。

この協会の解散および試験終了について、同協会はその理由を、少子化に伴い受験者数が減少していることと併せ、医療DXの掲げる目標の一つとなる診療報酬改定DXの推進により、診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化することが目標に掲げられ、試験の在り方を再評価した結果であると説明している⁴²⁾。

診療報酬制度における確かな知識を確立することのできる資格試験が廃止され、デジタル化に伴う業務内容の転換により、今後医療現場に求められる医療事務職の知識や技術、医療事務職に従事するために必要とされる資質については、さらなる変化が想定できる。そして、医療事務職養成におけるカリキュラムや学習内容、実習等の運用については、医療機関の求める医療事務職の資質の変化と共に、今後ますます工夫改善が求められることが予想される。

このような状況を踏まえ、医療業界の変革とそれに伴う医療事務職の業務内容の多様化、専門分化について注視し、それに適応しうる資質を育成すべく、医療事務教育養成課程の課題と変化に即した今後の展望について検討していきたい。

引用文献

- 1) 厚生労働省ホームページ「医療制度改革の課題と視点」（2024年12月27日アクセス、<https://www.mhlw.go.jp/houdou/0103/h0306-1/h0306-1g.html>）
- 2) 厚生労働省ホームページ「チーム医療の推進について」（チーム医療の推進に関する検討会報告書）（2024年12月27日アクセス、<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0319-9a.pdf>）
- 3) 前掲2)
- 4) 前掲2)
- 5) 日本医師会認定医療秘書ホームページ「日本医師会医療秘書とは」（2024年12月27日アクセス、<https://www.med.or.jp/medi-sec/outline.html>）
- 6) 江崎和夫, 伊藤敦, 藤原由美, 2009, 「医療・情報サービス分野の教育研究」, 自由が丘産能短期大学紀要第42号, pp25-37.
- 7) 前掲6) p34.
- 8) 前掲6) p37.
- 9) 前掲6) p29.
- 10) 前掲6) pp29-31.
- 11) 前掲6) p31.
- 12) 前掲6) p32.
- 13) 山下真弓, 太田雅人, 2011, 「医療事務教育におけるカリキュラムと資格取得についての一考察－名古屋経営短期大学において－」名古屋経営短期大学紀要第52号, pp25-34.
- 14) 前掲13) p26.
- 15) 前掲13) p31.
- 16) 前掲13) p32.
- 17) 前掲13) pp32-33.
- 18) 前掲13) pp29-31.
- 19) 橋治行, 2017, 「医療事務教育の現状と今後の方向性－医療事務関連カリキュラムの事例をとおして－」梅花女子大学文化表現学部紀要第13号, pp71-82.
- 20) 前掲19) pp80-81.
- 21) 前掲19) pp79-80.
- 22) 厚生労働省職業情報提供サイト (job tag) 「医療事務－職業詳細」（2024年12月27日アクセス、<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/>

Detail/443)

=1&id=190)

- 23) 日本医師会認定医療秘書ホームページ「資格取得方法・カリキュラム」(2024年12月27日アクセス, <https://www.med.or.jp/medi-sec/qualification.html#faq01>)
- 24) 前掲19) p73.
- 25) 森本敦司, 西村この実, 2016, 「医療秘書の資格制度に関する一考察」東海学院大学紀要第9号, pp223-230.
- 26) 前掲25) p229.
- 27) 前掲25) p228.
- 28) 山川智子, 大濱晴美, 2013, 「医療事務の資格試験と業務を取り巻く環境について－医療事務管理士試験対策からの考察－」長岡大学研究論叢第11号, pp21-34.
- 29) 前掲28) p30.
- 30) 前掲28) p29.各種資格試験における科目数・試験時間・合格率の概要 表より抜粋
- 31) 前掲28) p30.
- 32) 前掲28) p33.
- 33) 前掲19) p79.
- 34) 前掲23)
- 35) 武村順子, 2019, 「短期大学における医療機関実習の教育効果－医療事務専攻学生の報告書を基に－」宮崎学園短期大学紀要第11号, pp64-73.
- 36) 前掲35) p72.
- 37) 前掲35) p72.
- 38) 前掲35) pp72-73.
- 39) 一般社団法人全国専門学校教育研究会, 2018, 「専修学校デュアル教育 医療事務分野実習ガイドライン」p1.
- 40) 厚生労働省ホームページ, 「医療DXについて」(2024年12月27日アクセス, <https://www.mhlw.go.jp/stf/iryoudx.html#1>)
- 41) 公益財団法人日本医療保険事務協会ホームページ, 診療報酬請求事務能力認定試験「試験実績」(2024年12月27日アクセス, <https://www.iryojimu.or.jp/exam/records.php>)
- 42) 公益財団法人日本医療保険事務協会ホームページ, 「試験事業の終了と当協会の解散について」(2024年12月27日アクセス, <https://www.iryojimu.or.jp/information/detail.php?pre>

参考文献

- 1) 株式会社ニチイ学館, 2024, 「厚生労働省指定教育講座／厚生労働省認定教材 医療事務講座調剤薬局事務講座 医療保険制度のしくみ」東洋紙業株式会社
- 2) 一般社団法人全国専門学校教育研究会, 2018, 「専修学校版デュアル教育 医療事務分野実習ガイドライン」

郷土料理伝承のための一考察

—短期大学生の「しもつかれ」に対する食嗜好と調理性について—

A Study of the Preservation of the Legacy of Traditional Cuisine —Food Preferences and Cooking Characteristics of “Shimotsukare”—

鈴木 瑤子

要旨

近年、食のグローバル化、流通技術の進歩、生活様式の多様化等により、伝統的な食文化の消失が危惧されており、第4次食育推進計画においても、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するための食育が推進されている。本稿は、宇都宮短期大学食物栄養学科におけるゼミナール形式で行う「食物栄養学演習」の授業で著者が指導した「次世代に残す郷土料理の調理性を考察する」ことをテーマとして取り組んだ研究をまとめたものである。栃木県を代表する郷土料理のひとつである「しもつかれ」に対する短期大学生の嗜好調査の結果から、栄養士を目指す短期大学生が、現代の食生活および幼少期の食育へのとり入れやすさに重点をおいたレシピを考案し、試食会での官能評価を踏まえ、現代の食生活に合わせた、次世代へ郷土料理を継承するための方法を考察した。

Key words : 食文化, 郷土料理, 伝承, 食育, 調理性, しもつかれ

I. はじめに

2005年に食育基本法が施行され、食育の推進が求められてきた。2013年には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、国内外から注目されるようになったが、現在の日本の食を取り巻く環境は、食のグローバル化、流通技術の進歩、および核家族化などの生活様式の多様化等により、伝統的な食文化の消失が危惧されている。第3次食育推進基本計画¹⁾においては、重点課題として「食文化の継承に向けた食育の推進」が掲げられ、地場産物を生かした郷土料理やその食べ方、食事の際の作法等を含めた伝統的な食文化の保護・継承の推進が求められていた。2021年度からの第4次食育推進計画²⁾においても、「持続可能な食を支える食育の推進(日本の伝統的な和食文化の保護・継承:和食文化の和(わ))」が重点事項に掲げられ、食育活動を通じて、郷土料理、伝統料理、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化の次世代への継承を図っている。ここでは、食育の推進にあたっての具体的な目標は、「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承

し、伝えていく国民を令和2年度の50.4%から、令和7年度までに55%以上に増やすこと」および「郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合を令和2年度の44.6%から、令和7年度までに50%以上とすること」とされている²⁾。

本研究では、栃木県を代表する郷土料理のひとつである「しもつかれ」に着目した。「しもつかれ」は、正月に食べた塩引き鮭の頭や、節分に煎った福豆の残りの大豆等の残り物を活用して旧暦2月初午の時に稲荷神社に供えるものとして作られていた^{3, 4)}。地域によって材料に差があるが、塩引き鮭の頭、大豆、大根、人参、油揚げ、酒粕が基本材料とされ、大根と人参は竹製または木製の「鬼おろし」と呼ばれる道具でおろすが、煮込むあるいは酢に漬け込むというように、調理や調味の仕方は地域や家庭によって様々である⁵⁾。

後述のゼミナール形式の授業に参加した栄養士を目指す短期大学生(ゼミナールの学生)5名のうち3名は、小・中学校等の学校給食や家庭等での食経験から、「しもつかれ」を苦手としていた。県内の学校給食でも年に一度は出るが、酒粕特有

の香りや味、独特な見た目から残食量が多く、各市町で児童・生徒が食べやすいように工夫が凝らされたレシピで提供されている^{6,8)}。

本研究では、宇都宮短期大学食物栄養学科でゼミナール形式にて行う「食物栄養学演習」の授業において「次世代に残す郷土料理の調理性を考察する」ことをテーマとして、「しもつかれ」に対する短期大学生の嗜好調査を実施した。その結果から、学生が「現代の食生活」に合わせた家庭の食事に気軽にとり入れられる「しもつかれ」を使用したアレンジ料理を検討した。また、就学以前から「しもつかれ」に慣れ親しむことが必要であると考え、「幼少期の食育」へのとり入れやすさに重点をおいた新たな「しもつかれ」のレシピを考案した。さらに、実際に調理し、試食会での官能評価を行った。これらを踏まえ、現代の食生活に合わせた地域の伝統的な食文化の伝承方法について考察した。

II. 研究方法

はじめに、現代の食生活に合わせた「しもつかれ」の調理性を考察するため、短期大学生を対象とした嗜好調査を実施した。その調査結果より市販品「しもつかれ」を使用したアレンジ料理および新たな「NEWしもつかれ」を調理し、同学生を対象として試食会での官能評価を実施した。

1. 「しもつかれ」に対する嗜好調査

(1) 調査対象者

本学食物栄養学科2年生のうち、ゼミナールの学生5名を除く25名を対象とした。回答は22名から得られた。

(2) 調査実施日

2024年5月14日に調査を実施した。

(3) 調査方法

紙を用いた自記式質問調査を実施した。対面で配付し、回答してもらった。

(4) 調査内容

調査票の内容を表1に示す。

学生の「しもつかれ」に対する認知度および食習慣、食嗜好について調査した。食嗜好に関しては、本研究の最終的な目標である現代の食生活および幼少期の食育にとり入れやすいレシピの考案に向けて、①味、②香り、③食感、④見た目、⑤食材の項目ごとに、「とても好き」、「まあまあ好き」、「どちらでもない」、「やや嫌い」、「とても嫌い」の理由も調査した。

(5) 分析方法

アンケート結果は単純集計し、自由回答については内容を読み取り、分類・整理した。

表1 「しもつかれ」に対する嗜好調査 アンケート調査内容

調査項目	質問事項
認知度	① 「しもつかれ」を知っていましたか？ はい・いいえ
	② 「しもつかれ」は初午の日に食べるものとして受け継がれていることを知っていましたか？ はい・いいえ
食習慣	③ 「しもつかれ」を食べたことはありますか？ はい・いいえ 「はい」と答えた方はお答えください。
	③-2 「しもつかれ」をどこで食べたことがありますか？（あてはまるものに○をつけてください。） （※複数回答可） 学校・自宅・親戚の家・飲食店・その他（ ）
	③-3 最後に「しもつかれ」を食べたのはいつですか？
食嗜好	④ 「しもつかれ」は好きですか？（あてはまるもの1つに○をつけてください。） とても好き・まあまあ好き・どちらでもない・やや嫌い・とても嫌い
	④-2 その理由のうち、あてはまるものに○をつけて、そう感じる理由を具体的に教えてください。 （※複数回答可）
	・ 味 ()
	・ 香 り ()
	・ 食 感 ()
	・ 見 た 目 ()
	・ 食 材 ()
	・ そ の 他 ()
	⑤ 「しもつかれ」に対してあなたが持っているイメージや意見がありましたらお答えください。

(6) 倫理的配慮

調査は無記名で実施し、調査後は番号で管理して個人が特定されないこと、データの学内での取り扱いと研究発表等への公表について、および本調査の回答により研究参加に同意したとみなす旨を調査票の最初に明記した。調査時に口頭でも説明し、その後に実施した。

2. 市販品「しもつかれ」のアレンジ料理および「NEWしもつかれ」の試食会での官能評価

(1) 調査対象者

本学食物栄養学科2年生のうち、ゼミナールの学生5名を除く25名および本学科教員2名を対象とした。試食会および官能評価の参加者は学生・教員合わせて17名だった。

(2) 調査実施日

2024年7月8日に実施した。

(3) 調査方法

嗜好調査より得られた結果をもとに、市販品「しもつかれ」を使用したアレンジ料理および新たな「NEWしもつかれ」のレシピを検討した。

①県内のスーパーより入手した市販品「しもつかれ」、②①を使用したアレンジ料理2品、および③幼少期の食育にとり入れやすい「NEWしもつかれ」の計4品を試料とし、試食会を開催し、官能評価を行った。官能評価は、紙を用いた自記式質問調査を実施した。対面で配付し、回答してもらった。

(4) 調査内容

官能評価に使用した調査票の内容を表2に示す。試料4品は、透明のプラスチック容器に入れて提供した。試料ごとに、①味、②香り、③食感、④見た目、⑤食材の組み合わせの5項目について「5. 良い」～「1. 悪い」の5段階評価で回答

表2 試料4品に対する官能評価 アンケート調査内容

試料名	質問事項	評価項目					
市販品「しもつかれ」	① 市販品の「しもつかれ」について、当てはまる評価番号に○をつけてください。	良い ←		普通		→ 悪い	
		評価項目	5	4	3	2	1
		味	5	4	3	2	1
		香り	5	4	3	2	1
		食感	5	4	3	2	1
		見た目	5	4	3	2	1
		食材の組み合わせ	5	4	3	2	1
	①-2 その他、感想やご意見がありましたらお答えください。						
市販品「しもつかれ」を使用した卵焼き	② 「しもつかれ」を使用した卵焼きについて、当てはまる評価番号に○をつけてください。	良い ←		普通		→ 悪い	
		評価項目	5	4	3	2	1
		味	5	4	3	2	1
		香り	5	4	3	2	1
		食感	5	4	3	2	1
		見た目	5	4	3	2	1
		食材の組み合わせ	5	4	3	2	1
	②-2 その他、感想やご意見がありましたらお答えください。						
市販品「しもつかれ」を使用した炊き込みご飯	③ 「しもつかれ」を使用した炊き込みご飯について、当てはまる評価番号に○をつけてください。	良い ←		普通		→ 悪い	
		評価項目	5	4	3	2	1
		味	5	4	3	2	1
		香り	5	4	3	2	1
		食感	5	4	3	2	1
		見た目	5	4	3	2	1
		食材の組み合わせ	5	4	3	2	1
	③-2 その他、感想やご意見がありましたらお答えください。						
幼少期の食育にとり入れやすい「NEWしもつかれ」	④ 「NEWしもつかれ」について、当てはまる評価番号に○をつけてください。	良い ←		普通		→ 悪い	
		評価項目	5	4	3	2	1
		味	5	4	3	2	1
		香り	5	4	3	2	1
		食感	5	4	3	2	1
		見た目	5	4	3	2	1
		食材の組み合わせ	5	4	3	2	1
	④-2 「しもつかれ」として取り扱えると思いますか？ はい・いいえ						
	④-3 その他、感想やご意見がありましたらお答えください。						

を求めた。「NEWしもつかれ」においては、あわせて「しもつかれ」として取り扱えると思うかについても質問した。

(5) 分析方法

各試料について、5段階評価で得た各項目の平均得点を平均嗜好度とし、自由回答については内容を読み取り、分類・整理した。

(6) 倫理的配慮

調査は無記名で実施し、調査後は番号で管理して個人が特定されないこと、データの学内での取り扱いと研究発表等への公表について、および本調査の回答により研究参加に同意したとみなす旨を調査票の最初に明記した。調査時に口頭でも説明し、その後に実施した。

Ⅲ. 結果

1. 嗜好調査の結果

「しもつかれ」の認知度は100%であったが、初午の日に食べることは知らないと答えた人もいた(図1)。「しもつかれ」に対する嗜好好では、回答数が多い順に、「どちらでもない」(40.9%)、「まあまあ好き」(27.3%)、「やや嫌い」(22.7%)、「とても嫌い」(9.1%)、「とても好き」(0.0%)であった(表3)。表には示さないが、「しもつかれ」が「やや嫌い」、「とても嫌い」な理由では、「酒粕の匂いと味」、「べちゃべちゃした見た目と食感」が最も多く、これらは「どちらでもない」、「まあまあ好き」と回答した人にも共通してみられたネガティブな理由であった。

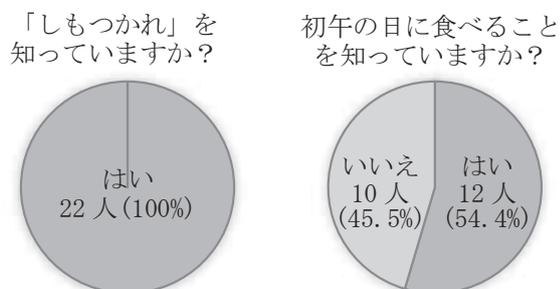


図1 「しもつかれ」の認知度

食習慣では、「しもつかれ」を最後に食べたのは「中学生の時」(31.8%)、「学校給食」(22.7%)の回答

が多く、「今年」、「昨年」と回答した人は合わせて22.7%であった(表4)。

表3 「しもつかれ」の嗜好好

項目	回答数	割合(%)
とても好き	0	0.0
まあまあ好き	6	27.3
どちらでもない	9	40.9
やや嫌い	5	22.7
とても嫌い	2	9.1
合計	22	100.0

表4 「しもつかれ」の食習慣
(最後に食べたのはいつですか?)

項目	回答数	割合(%)
中学生の時	7	31.8
学校給食	5	22.7
昨年	3	13.6
今年	2	9.1
覚えていない	5	22.7
合計	22	100.0

2. レシピの検討

嗜好調査から、「しもつかれ」が苦手とされる要因として「酒粕の香りと味」、「べちゃべちゃした見た目と食感」が強く影響していること、学校給食の食経験の印象が強く残り、その後の家庭での喫食は少ないことが分かった。そこで、家庭の食事に気軽にとり入れられる市販品「しもつかれ」を用いたアレンジ料理を検討した。さらに、「しもつかれ」のマイナス要因を解消し、幼少期に親しみやすい「NEWしもつかれ」のレシピを検討した。その際、保育園等の給食で活用できるように、①こどもが好きになれる味と見た目、②給食で提供するために1時間程度で調理ができる、および③ご飯に合う「しもつかれ」を目標とした。レシピは、宇都宮市学校給食の「しもつかれ」標準献立レシピ⁸⁾をベースとして検討した。

家庭向けのアレンジ料理では、市販品「しもつかれ」にチーズと卵を混合して調理した卵焼きと、鶏肉、たけのこ及び油揚げを加えた炊き込みご飯、ゆで卵とマヨネーズを加えたタルタルソース等を調理し、その中から2品を試食会での試料とした。

新たに考案した「NEWしもつかれ」は、複数のレシピで試作を行い、最終的に「酒粕の匂いと味」の改善策として酒粕ではなく甘酒を使用し、

「べちゃべちゃした見た目と食感」の改善策として切り干し大根を使用することで水分量を減らすとともに、彩りを良くするために大豆を枝豆に変更した。こどもが好きになれ、ご飯に合う味として、酢と砂糖を加えて調味した(表5)。

表5 各種「しもつかれ」の原材料

品目	原材料(使用量順)
市販品「しもつかれ」	大根, 酒粕, 人参, 鮭の頭, 切り大豆, 醤油, 砂糖, 調味料(アミノ酸等)
市販品「しもつかれ」	卵, しもつかれ, チーズを使用した卵焼き
市販品「しもつかれ」	精白米, 鶏肉, しもつかれを使用した炊き込みご飯
「NEW しもつかれ」	切り干し大根, 人参, 鮭フレーク, 枝豆, 甘酒, 油揚げ, 酢, 砂糖, 醤油, 塩
(参考) 宇都宮市学校給食「しもつかれ」	大根, 鮭, 人参, 油揚げ, 大豆, 酒粕, 醤油, 塩

3. 試食会および官能評価

試食会の試料4品(図2)の官能評価の結果を図3に示す。家庭向けの市販品を用いたアレンジ料理2品は、市販品「しもつかれ」単品よりも平均嗜好度が高かった。考案した「NEWしもつかれ」

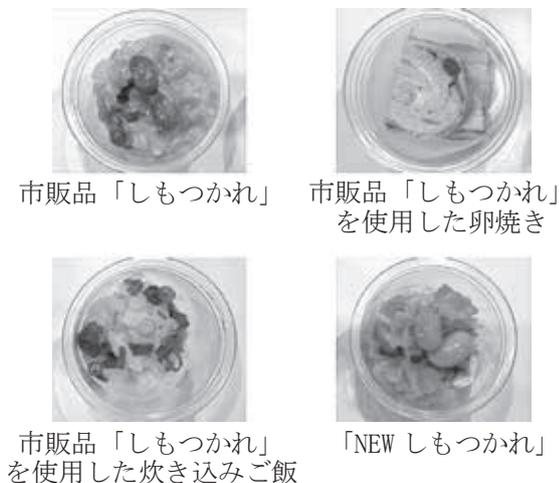


図2 試食会 試料4品

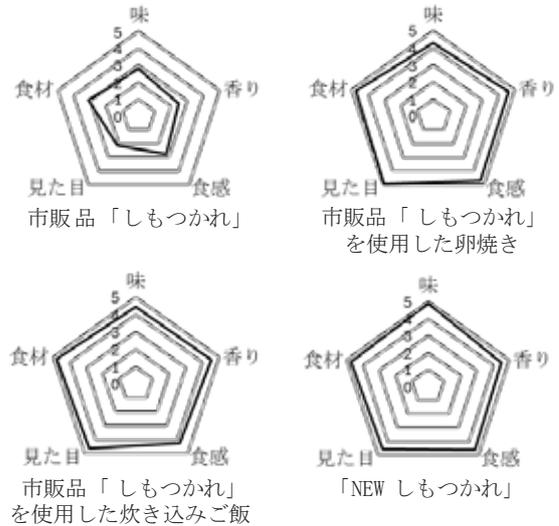


図3 官能評価結果(平均嗜好度)

は、市販品「しもつかれ」と比べ、①味、②香り、③食感、④見た目、および⑤食材の組み合わせ全ての項目で高評価が得られたが、「しもつかれ」として扱えるかどうかの問いには、「扱えない」の回答が17名中2件あった(表6)。表には示さないが、自由回答の感想として、家庭向けのアレンジ料理では「独特なおおいが少なくなり美味しく感じた」、「見た目がよくなった」、「NEWしもつかれ」では「食感がよくなった」、「酒粕の味や匂いがなく食べやすい」、「見た目が美味しそう」、「しもつかれの特徴がない」という意見がみられた。

表6 「NEWしもつかれ」の評価
(「しもつかれ」として取り扱ってよいか)

項目	回答数	割合(%)
はい	15	88.2
いいえ	2	11.8
合計	17	100.0

IV. 考察

2023年度の食育に関する意識調査報告書(20歳以上男女対象, 有効回答数 2,309)⁹⁾では、郷土料理を含めた地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、作法等の食文化を受け継ぐことは大切だと思うかでは「そう思う」と回答した人の割合が86.9% (「とてもそう思う」36.6% + 「そう思う」50.4%), 「どちらともいえない」と回答した人の割合が9.7%, 「そう思わない」と回答した人の割

合が 2.2% (「あまりそう思わない」1.8% + 「まったくそう思わない」0.4%) であった。しかし、食文化を受け継いでいるかでは、「受け継いでいる」と回答した人の割合が 65.4%、「受け継いでいない」と回答した人の割合が 33.6% であった。食文化を受け継ぐために必要なことは、「親等から家庭で教わること」が 88.9% と最も高く、食文化を伝えるために必要なことは、全体で「家庭で伝える機会があること」が 80.8%、次いで「学校で伝える機会があること」が 45.8% であるが、若い世代 (20~39歳) では「家庭で伝える機会があること」が 85.9%、「学校で伝える機会があること」が 55.7% と全体よりも高くなっており、若い世代が家庭や学校教育で食文化が伝承される機会を期待していることが推察される。秋山ら¹⁰⁾は、学童期までに郷土料理の食経験に加えて、家庭で食べ物や郷土料理に関する話や、食の大切さを話すことは、郷土料理への関心を高めることを報告している。

本研究においても、嗜好調査で「しもつかれ」が「嫌い (やや嫌い, とても嫌い)」と答えた人の多くが、最後に食べたのは学校給食の機会であったと答えており、家庭での食経験が少なかった。反対に、最後に食べたのは「今年」, 「昨年」と答えた家庭での食習慣があると考えられる人は、「しもつかれ」の嗜好では「どちらでもない」, 「まあまあ好き」と回答しており、家庭での食経験が食嗜好に影響していると推察された。

近年、伝統的な地域の郷土料理をアレンジした活動や料理コンテスト等の取り組みがみられるが、栃木県内においても、「しもつかれ」のブランディングを目的として活動している団体¹¹⁾があり、県内の複数の飲食店が参加し、各店舗独自の「しもつかれ」を提供している。本研究において「NEW しもつかれ」を「しもつかれ」として扱えるかどうかの問いには、「扱えない」の回答が 17 名中 2 件あったが、その理由として「しもつかれの特徴がない」ことがあげられた。食品ロスの観点からみても、鮭の頭など、廃棄することの多い食品を有効活用した「しもつかれ」であるが、多様な食品へのアクセスが可能な現代の食環境において、選択的に変化させることの是非が問われた。郷土料理の変化について、花輪¹²⁾は、「その

人自身が自分なりに郷土料理との関係性を結んだ結果として、型を崩しアレンジした料理がでてくるのであれば、それを認めることが求められる」と述べている。本研究では、幼少期に親しみやすい郷土料理のアレンジを目的として、嗜好度から食品の選択および調理法をアレンジしたが、郷土料理がもつ伝統的な文化的背景や地域と関連させてアレンジすることで、地域や家庭により親しみやすい食教育に繋がると考えられた。

V. おわりに

本研究では、栄養士を目指す学生が、地域の郷土料理を次世代に継承するための、家庭で親しみやすいアレンジ料理や、就学前の幼少期に苦手意識を持たないで食べられる味や調理法をとり入れた新たな形の「しもつかれ」を提案することを目的として、嗜好調査から調理性を考察し、レシピの提案と試食会における官能評価を実施した。考案した「NEW しもつかれ」の平均嗜好度は高い一方で、酒粕の味や匂いがなく「しもつかれ」らしさが欠けたことで「しもつかれ」としては取り扱えない」という意見もみられた。

また、縁起物である正月の塩引き鮭の頭や福豆を加えることで破魔招福を願うといった稲荷信仰との関係も「しもつかれ」の重要な文化的要素である。しかし、現代の家庭で作られている「しもつかれ」に使用される鮭の頭の多くは、かつての歳暮の贈答品や正月料理の残りではなく、その時期に新たに購入したものを使用するのが一般的である。さらに、現在の学校給食で提供される「しもつかれ」には鮭の頭は使用されていない。このように、郷土料理の本来の要素を保つことは重要でありながら、現代の食生活と調和していない一面がある「しもつかれ」は、すでに変化しているともいえる。起源や込められた意味を含めた伝統的な地域の食文化を正しく伝承していくことと、より親しみやすくアレンジしたレシピの提案は相反するものであるが、地域の食文化や郷土料理の在り方を多様な視点で捉えて実践することが望まれていると考えられた。

研究の課題として、本研究では栄養士を目指す短期大学生を対象として調査を実施したため、「給食での調理のしやすさ」, 「幼児期の食育への活用」

といった専門的な視点を含んだ回答であったと推察される。特定の集団ではなく、幅広い年齢層を対象に調査を実施し、郷土料理の変化の是非を検証するとともに、家庭や幼少期に親しみやすい郷土料理のアレンジレシピの提案を継続していきたい。

謝辞

本研究は「食物栄養学演習」において実施したものです。一生懸命に取り組んでいただいた食物栄養学科2年生の五十嵐和香さん、大竹杏里さん、古久保快さん、田代奈々さん、渡邊琉音さんには深く感謝いたします。

利益相反に関する記載

開示すべき利益相反はない。

引用文献

- 1) 内閣府, 第3次食育基本計画 (2025年1月7日アクセス, https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9_929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf).
- 2) 内閣府, 第4次食育基本計画 (2025年1月7日アクセス, <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-24.pdf>).
- 3) 農林水産省, うちの郷土料理 - 次世代に伝えたい大切な味 - 「しもつかれ/シモツカレ」栃木県 (2025年1月7日アクセス, https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/k_ryouri/search_menu/menu/31_1_tochigi.html).
- 4) 文化庁, 食文化ストーリー「郷土料理しもつかれ～初午に作る行事食～」 (2025年1月7日アクセス, <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c10/documents/20240116160302.pdf>).
- 5) 栃木県教育委員会, とちぎの食文化調査研究発信事業, シモツカレ調査報告書 (2025年1月7日アクセス, https://www.pref.tochigi.lg.jp/c10/documents/shimotsukare_houkokusho_1.pdf).
- 6) 真岡市, 給食風しもつかれ (2025年1月7日アクセス, <https://www.city.moka.lg.jp/material/files/group/34/shimotukare.pdf>).
- 7) 佐野市, 学校給食しもつかれ (2025年1月7日アクセス, <https://www.city.sano.lg.jp/material/files/group/73/14.pdf>).
- 8) クックパッド, 宇都宮市学校給食, しもつかれ★宇都宮給食 (2025年1月7日アクセス, <https://cookpad.com/jp/recipes/19732514-%E3%81%97%E3%82%82%E3%81%A4%E3%81%8B%E3%82%8C-%E5%AE%87%E9%83%BD%E5%AE%AE%E7%B5%A6%E9%A3%9F>).
- 9) 農林水産省, 食育に関する意識調査報告書, 7食文化について, 令和6年3月, (2025年1月7日アクセス, https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/r06/pdf/houkoku_3_7.pdf).
- 10) 秋山(山王丸)靖子, 岩瀬靖彦, 中谷弥栄子, 西明眞理, 深谷陸, 秋山隆, 寺尾哲, 2014, 「郷土料理への関心に及ぼす学童期以前の食体験の影響」, 日本食生活学会誌, 24(4), 236-245.
- 11) しもつかれブランド会議, しもつかれ JAPAN (2025年1月16日アクセス, <https://www.shimotsukare.jp>).
- 12) 花輪由樹, 2016, 「現代社会における郷土料理概念の一考察 :E. シュプランガーの郷土概念より」, 家政学原論研究, 50, 30-38

食育推進活動を通じた地域支援 —栃木県栄養士会会員としての食育活動実践報告—

Promotion of Food and Nutrition Education as Community Support — Practices of Food and Nutrition Education by a Member of the Tochigi Prefecture Dietetic Association —

松田 千鶴

要旨

本稿では、筆者が2021年度から2023年度にかけて栃木県栄養士会を通して実施した2つの食育活動とその拡がりについて報告する。日本栄養士会では、人々の健康の保持・増進の実現に向け「栄養の日・栄養週間」を制定し、その期間中に全国の管理栄養士・栄養士の通常業務、あるいは地域の住民を対象に実施する栄養指導を『栄養ワンダー』と称して、栄養の重要性と管理栄養士・栄養士の認知度及びその職能への理解を目指した活動を実施している。県内においてはこれまでその活動が少なく、栄養士養成校が主な対象であった。そこで栃木県栄養士会宇都宮支部として、『栄養ワンダー』の推進を図るために様々な活動を試み、広く地域にその活動を拡大した。一方、栃木県栄養士会では、管理栄養士・栄養士が地域住民の日常生活の場で栄養ケアを実施・提供するための地域密着型の『栄養ケア・ステーション』を設けている。この活動として生活協同組合のエリア担当者と児童養護施設職員とを対象とした講演会を実施し、地域住民への食育支援活動を推進することができた。

Key words：食育活動，栄養ワンダー，コミュニティ，栄養ケア・ステーション

I. はじめに

栃木県栄養士会¹⁾は、県民の「自己実現をめざし、健やかに、よりよく生きる」とのニーズに応え、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理と高度な専門性をもって、科学的根拠に基づく食と栄養の指導を通して公衆衛生の向上に寄与することにより、社会的責務を果たすことを目的としている。

主な事業内容としては、県民の健康増進及び疾病のための支援活動、管理栄養士・栄養士の資質向上のための研修会等の開催、児童、高齢及び障害者の福祉の増進のための活動、教育機関に協力し、健康並びに教育の向上のための活動、栄養改善に関する刊行物の発行や調査研究活動などがあげられる。また栃木県からの委託事業「フレイル予防指導リスト作成業務」に取り組むとともに栃木県と「災害時における医療支援活に関する協定」を締結し、被災された方々への栄養相談をはじめとした支援活動実施に向けた体制整備の充実を図ってきた。

栃木県栄養士会は日本栄養士会²⁾と連携、協働

して組織運営にあたっている。本稿で取り上げる『栄養ワンダー』³⁾は日本栄養士会が「栄養の日・栄養週間」を設定し、その期間中に地域の住民等を対象に実施する「栄養の指導」の総称であり、栃木県栄養士会も2017年度より実施してきた活動である。

一方、日本栄養士会は、地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けて、生涯にわたる実り豊かで健やかな生活を維持することができるように『栄養ケア・ステーション』⁴⁾などを設立し栄養ケア事業を行っている。

栄養ケアとは、①健康の維持・増進、②疾病またはその重症化の予防、③傷病者の療養、高齢者・障害者などの介護、④要介護化予防のために栄養管理、食事管理の実施または指導を行うものである。『栄養ケア・ステーション』とは、栄養ケアを提供する地域密着型の栄養指導の拠点であり、栃木県栄養士会でも、栄養士会事務局内に『栄養ケア・ステーション』を置き、特定保健指導、栄養指導、食生活相談、栄養相談、各種講演会、講習会、調

理指導等、外食栄養成分表示の受託（栄養計算・成果物：栄養成分表の作成提供等）、在宅訪問栄養指導などのサービスを行っている。

本稿では、筆者が2021年度から2023年度にかけて栃木県栄養士会員として実施した『栄養ワンダー』と『栄養ケア・ステーション』の食育推進活動について報告する。

II. 『栄養ワンダー』を通じた食育推進活動

1. 目的

『栄養ワンダー』は、2017年度から日本栄養士会が人々の健康増進のために開催しているイベントである。それまでは一般市民はもちろん、地域の栄養士会の会員にも広く浸透していないのが実情であった。

そこで、会員や一般市民が栄養に対する意識を高めて行動し、生活できることを目的として、『栄養ワンダー』による食育活動を実施した。

2. 方法

会員それぞれが日本栄養士会の広報案内を見て実施の計画を立てて申し込み、その年ごとの指導媒体『栄養ワンダーブック』と、協賛提供商品（飲み物や果物など）を受け取り、それをもとに実施に向けた広報活動と対象に合わせた栄養の指導を行う。

（1）対象者

宇都宮短期大学食物栄養学科1・2年生および専任教員、宇都宮市民

（2）日時

- ①2021年8月5日 12:00～12:25
2022年8月5日 12:00～12:25
2023年7月22日 12:00～12:25
- ②2022年7月～8月
2023年7月～8月

（3）実施方法

宇都宮短期大学においては、食物栄養学科の学生・専任教員を対象としてその年のテーマに沿った講話の実施と小冊子や協賛提供商品を配布した。また宇都宮支部では、コミュニティや医療施設等においてそれぞれ講話と小冊子や協賛提供商品のキウイや乳酸飲料配布を実施した。

3. 実施状況および考察

2021年度の「栄養の日・栄養週間」では、全国の管理栄養士・栄養士が主体となり開催するイベントである『栄養ワンダー』が2019年度以来2年ぶりに、復活となった。

2021年度は、食事や食生活を整えるヒントを取り入れて、無理なくできるだけ楽しく、自分に合った栄養の整理整頓をしてみることを目指し、「はじめよう！栄養の整理整頓」というテーマのもとで実施した。さらに、「ライフスタイル別の栄養」についてミニ講話も実施した。

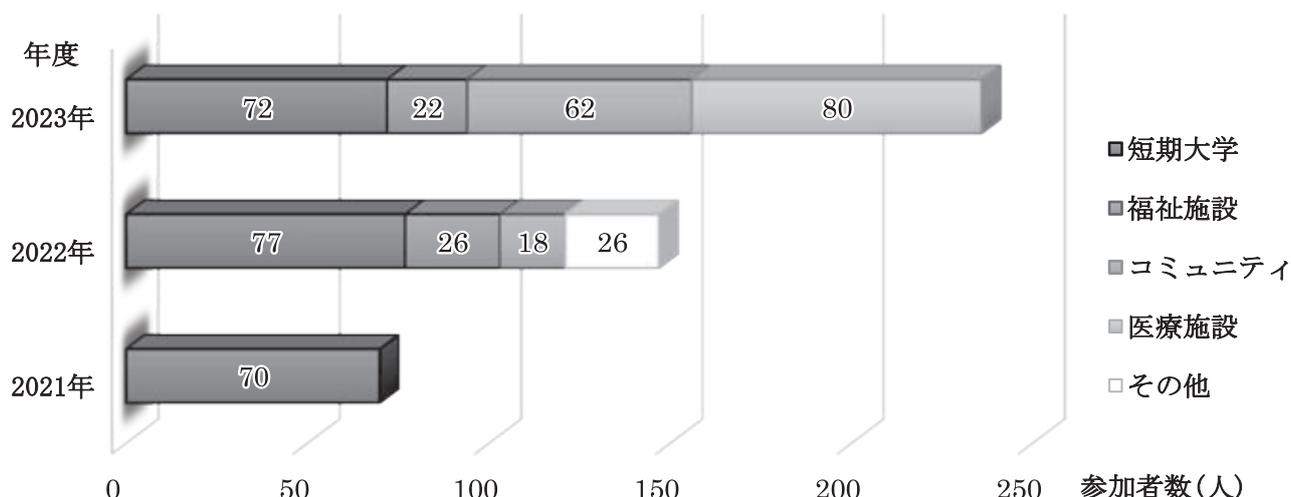
また、当時フレイル対策が叫ばれており、まだ認知度の低かった「オーラルフレイル」⁵⁾すなわち口腔機能の低下が全身の衰え（フレイル）に繋がり健康・長寿に影響を与えることに着目した『栄養ワンダー』を鹿沼在住の歯科医師と協同で行う計画を立てた。約40名の参加希望者があったが、コロナ蔓延のため、中止となった。

2022年度は「自分のために、地球のために、サステナブルに食べよう！」というテーマのもとで、宇都宮短期大学に加えてデイサービス、こども塾、地区コミュニティセンターで実施し、4か所で合計147名を対象を拡大することができた（図1）。

2023年度は、多様化しているライフスタイルに合わせて「間食」を取り入れようという「間食の、すすめ！」というテーマのもとでクリニックや総合病院なども加わり計7施設において236名を対象に実施できた（図1）。医療機関退職後の会員や給食委託会社勤務の会員、クリニックや病院勤務の会員も積極的に活動に参加してくれた。

このように、宇都宮支部では、2021年度は宇都宮短期大学のみで開催だったが、2022年度から支部内での開催も増えた。栃木県内の各支部や各協議会においてもこの活動は拡がり、継続して実施されている。現在は栃木県栄養士会のホームページに『栄養ワンダー』のコラムもできあがった。

栃木県栄養士会の大きな役割の一つとして、県民の健康増進及び疾病予防のための支援活動が記されている。宇都宮支部の役員として、管理栄養士・栄養士としての『栄養ワンダー』の実施により、地域住民に栄養に関する日頃の生活の振り返りや啓発ができ健康増進に寄与できたと思われる。また、年々『栄養ワンダー』の開催件数が増えたこ



※1 実施施設数の内訳

- 1) 2023年度 短期大学 1校, 福祉施設 1件, コミュニティ 3件, 医療施設 2件
- 2) 2022年度 短期大学 1校, 福祉施設 1件, コミュニティ 1件, その他 1件
- 3) 2021年度 短期大学 1校

図1 栄養ワンダー実施施設※1種別と参加者数

とで地域や施設の中でのコミュニケーションも取られて、円滑な人間関係の構築に繋がっていると考えられる。さらに、報告書作成により栄養士会の会員一人一人が管理栄養士・栄養士としての任務と食育支援活動の必要性を再確認する良い機会であると思われた。

Ⅲ. 『栄養ケア・ステーション』の食育活動

1. 目的

『栄養ケア・ステーション』の活動の一環として宇都宮市民や栃木県民への健康の維持増進やメタボリックシンドロームを予防のために食育の推進を図ることを目的として活動した。

2. 方法

『栄養ケア・ステーション』において、様々な施設から食育活動の一環として講演や講習会の依頼を受け、依頼内容に応じて栃木県栄養士会に登録されている管理栄養士・栄養士が派遣され、講演などを実施した。

(1) 対象者

- ① 栃木県内のT生活協同組合職員
- ② 栃木県内の児童養護施設職員

(2) 日時

① T生活協同組合

2022年4月11日(月) 10:00~11:45

② 児童養護施設等協議会

2022年9月28日(水) 13:30~15:00

(3) 実施方法

T生活協同組合の会議室、K児童福祉施設のホールにおいて、パワーポイントを用いて講演を実施した。T生活協同組合ではエリア委員に受講後自由記述式のアンケートを依頼し、その結果を整理・分析し効果や課題を検討した。

3. 実施状況及び考察

(1) T生活協同組合からの依頼

T生活協同組合から2022年度第1回「理事・エリア委員学習会」として、「米」についての理解のため講演依頼があり、『米の栄養と食の基本』と題して講演した。これは、「食べて未来へつなごう日本の米作り」の応援キャンペーンとして実施している「1週間にもう1杯お米を食べようキャンペーン～ワン・モア・ライス～」の取り組みの一環である。会場では対面参加のほか、各事業所へのオンライン配信もあった。

参加者は栃木県内のT生活協同組合のエリア委員37名、本部役員12名だった。このうち9割は40～60歳代の女性であった。

講演は米（稲作）の歴史から始め、その後は米の栄養について「日本食品成分表」（八訂）より紹介した。そのほか、最新の「米」に関する情報提供を行い、同時に食の基本、バランスよく色々な食材を摂ること、ゆっくりよく噛んで食べると消化吸収も良くなり、体重管理にも効果があることなどについても紹介をした。講演後は家族の疾病、こどもの食事やダイエットについてなどの質問があった。

アンケート結果（重複回答あり）より内容を分析すると、「米の栄養について」が最も多く89%、次に「食の基本について」が57%、「食生活の振り返りや見直し」が41%であった（表1）。

米の栄養について、米は炭水化物の糖質のみで、他の栄養はなく肥満につながる不健康な食材と思っていた人もおり、正しい理解がされていないことが分かった。食物繊維やたんぱく質なども含まれていることを話した。また、アレルギーを引き起こしにくいことや小麦製品などより噛み応えがあるなどの利点も知ってもらった。

和食の良さを再確認できたという人も多くいた。若者や子どもたちにも教育・食育が必要で大切であると思った人もいた。米だけにとどまらず、食全般についての意見や健康診断を毎年しっかり受けたいとの感想もあった。食に係わり、食材の宅配等も行っているT生活協同組合においては、スタッフ自身も食についての正しい理解が必須となる。今回の講演により米・ご飯の大切な役割の再確認ができたと考えられた。この講演が食生活や普段の生活環境までも振り返る良い機会になったと思われる。参加者は地域エリア委員の方々なので、さらに地域にもどり、この受講内容が広がっていくことが期待された。

筆者も米についての一般の方々の意見を聴くことができ、米に関するこれらの意見を次の講演等に反映させることができると感じた。

表1 アンケート結果

主な回答	割合*
1. 米の栄養についての理解 (33名)	89%
<ul style="list-style-type: none"> ・米は食物繊維が多く腸にも良い ・米は小麦製品より血糖が上がり難い(米とパンの違いを知った) ・米をよく噛むことで満腹感がある ・米は噛み応えがある ・米は炭水化物だけでなく蛋白質もある ・米は体に負担をかけにくいし、消化吸収も良い ・玄米や七分つき米の良さを知る ・米はアレルギーを起こしにくい ・和食はユネスコの無形文化遺産だ ・米(糖質) = 悪と思っていた ・米はダイエットの敵と思っていた ・糖質制限ダイエットは注意が必要 	
2. 食事の基本についての理解 (21名)	57%
<ul style="list-style-type: none"> ・色々な食材をバランスよく食べる ・一汁三菜は大切である ・色々な栄養素をバランスよく摂る ・献立配膳図(食具の置き方)を気にする ・魚をもっと食べる ・脂質を控える(油料理を減らす) ・朝食をしっかり摂る ・1日3食は大切である 	
3. 食生活の振り返りや見直し (15名)	41%
<ul style="list-style-type: none"> ・朝ごはんをもっとよく考えて作る ・食品の購入時にバランスを考えたい ・今後の食事作りの参考にしたい ・自分や家族の食事を見直したい ・自分の食生活を改善したい ・腹八分目にして体重管理する ・食物繊維をたくさん摂りたい ・こどものためにもよく考えて作る ・ご飯をよく噛んで脳機能の維持や健康増進を図りたい 	
4. その他(米消費の推移) ⁶⁾ (16人)	23%
<ul style="list-style-type: none"> ・米の消費量が以前より半分になった ・米離れがある ・米の生産量や生産者が減っている 	

*アンケート回答者数37名に対する割合
(重複回答あり)

(2) 児童養護施設連絡協議会からの依頼

「栃木県児童養護施設等連絡協議会食育部会」から講演依頼があり「児童養護施設における食事摂取基準に基づいた献立作成」について講演した。

参加者は栃木県内の養護施設の管理栄養士・栄養士、調理師、調理員、保育士、主査、指導員、作業員、会場となったK施設のスタッフなど、合計で15名であった。

「日本人の食事摂取基準2020年度版」⁷⁾に基づいた児童養護施設における献立作成方法とその基本的活用方法、およびこれらの応用方法について講演した。

児童養護施設という環境から、実際の献立作成においては、こどもの健やかな発育・発達を促すために「家庭的」であることも念頭に入れて話した。毎日忙しく仕事している中で、久しぶりに献立作成の基本について学び直しできて良かった、という声を頂いた。児童養護施設の多くは小規模の施設であり、勤務する管理栄養士・栄養士が1名のみ施設が多く、日々の雑務に追われているのが実情である。そのためこのような機会でも他者とコミュニケーションをとり学べることは重要だと考えられる。また児童養護施設の管理栄養士・栄養士としては、「養育者」という役割がある。ただ単においしくて健康的な食事を提供するのではなく、施設のスタッフ全員でこどもたちの心と身体の成長・発育を支えていく事が重要とされている。今回の講演では児童養護施設における「食育」の推進ができたと考える。

管理栄養士・栄養士にとどまらず、調理師や保育士等まで参加があり、熱心に受講してくれた。施設内の管理栄養士・栄養士ではないスタッフにも、給食の献立作成についての基本を学んでもらえた。栄養に携わる方々の管理栄養士・栄養士業務についての様々な職種の方との共通理解はとても重要であったと考える。

IV. おわりに

『栄養ワンダー』の実施により、栄養士会の会員（管理栄養士・栄養士）一人一人が小規模なコミュニティや、施設、病院等においても、それぞれ栄養士会の会員としての自覚をもって食育活動を実施できたことが宇都宮支部としての成果で

あっただけではなく、他支部や各協議会などの活動にも拡がり、継続して実施されているということも栃木県栄養士会として重要な成果であったと考える。

一方、『栄養ケア・ステーション』への依頼から、依頼者に向けた栄養ケア事業の実施は、受講者側の学習だけでなく、筆者にとっても、地域住民の率直な意見や考え方を知ることができた良い機会であった。他施設の業務内容を学ぶとともに、受講者間においてより良いコミュニケーションが取れたことから、関係する職種の共通理解につながった。

T生活協同組合の講演の機会に合わせて宇都宮短期大学の公開講座についての案内をした。その結果、講演の参加者の皆様にも、「高齢者向き（フレイル予防のための食事作り）の料理教室」等に参加して頂けた。宇都宮短期大学との地域連携活動が円滑に行われ、地域住民への食育活動が確実に広がっていると感じられた。『栄養ケア・ステーション』にはその後も継続して講演の依頼がある。

筆者は、栃木県栄養士会の会員であると同時に2020年度から2023年度までは宇都宮支部役員であったが、2024年度からは職域としての健康管理教育研究協議会（栄養士養成校などが属する）の役員にシフトした。これらの良好な連携を継続していくためには栃木県栄養士会における情報交換や若手会員への引継が必須となると考えられる。

筆者自身も栃木県栄養士会の会員として、引き続き県民が健康を豊かに育む食生活の確立を目指し、食育・食生活関連の推進活動に努めていきたい。

利益相反に関する記載

開示すべき利益相反はない。

引用文献

- 1) 公益社団法人 栃木県栄養士会, 「公益社団法人 栃木県栄養士会定款 (平成24年4月1日施行)」 栃木県栄養士会ホームページ, (2024年12月24日アクセス, <https://schit.net/eiyou-tochigi/>).
- 2) 公益社団法人 日本栄養士会, 2024, 「日本栄養士会とは」 日本栄養士会ホームページ, (2024年12月10日アクセス, <https://www.dietitian.or.jp/>).

- 3) 公益社団法人 日本栄養士会, 2024, 栄養の日・栄養週間について, 「栄養ワンダー」日本栄養士会ホームページ, (2024年12月15日アクセス, <https://www.ditian.or.jp/84/>).
- 4) 公益社団法人 日本栄養士会, 2024, 「栄養ケア・ステーション」日本栄養士会ホームページ, (2024年12月10日アクセス, <https://www.dietitian.or.jp/carestation/>).
- 5) 日本歯科医師会, 「オーラルフレイル」, 日本歯科医師会, 「オーラルフレイル」日本歯科医師会ホームページ, 「通いの場で活かすオーラルフレイル対応マニュアル～高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて～2020年版」(2024年12月15日アクセス, https://www.jda.or.jp/oral_frail/).
- 6) 農林水産省, 「食料需給表」農林水産省ホームページ, (2024年12月15日アクセス, <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyukyu/index.html>).
- 7) 伊藤貞嘉, 佐々木敏, (2022) 『日本人の食事摂取基準〈2020年版〉厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書』, 第一出版.

宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科研究紀要編集規程

- 第1条 宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科研究紀要（以下「本誌」とする）は、各学科における教育、研究の成果を広く社会に問うことを目的として、これを発刊する。
- 第2条 発行者は学長とする。
- 第3条 本誌は、原則として年1回、3月に刊行する。
- 第4条 本誌の編集ならびに刊行は、宇都宮短期大学研究・図書委員会（以下「委員会」とする）が行う。
- 2 委員会には、本誌の編集のために研究紀要編集部会（以下「編集部会」とする）を置く。
 - 3 編集部会は研究・図書委員が務める。
 - 4 編集部会は必要に応じて随時開催される。
- 第5条 本誌は次の者の論文等を掲載する。
- 各学科の教員が執筆したもの。
 - その他編集部会が掲載を認めたもの。
- 第6条 投稿予定者は、7月末日までに氏名、原稿種別、予定論題等を申込用紙に記し、編集部会に提出する。
- 第7条 原稿締切日は1月7日とする。なお、学事暦により変更する場合がある。
- 第8条 原稿は完成原稿を編集部会に提出し、原則として提出後の変更は不可とする。
- 第9条 論文等の内容については、執筆者が一切の責任を負うものとし、著作権は執筆者に属する。
- 第10条 投稿原稿は、編集部会及び学科長が確認する。なお、原稿の修正を求めることができる。
- 第11条 別刷りは50部を無償で希望する執筆者に提供する。それを超える分については、執筆者の負担とし、投稿申込時に編集部会に届け出る。
- 第12条 投稿原稿の種類は、論文、研究ノート、教育上の実践報告や調査報告、研修報告等とする。
- 第13条 論文等は、原著で未発表のものに限る。ただし、学会等の大会における発表等をもとに分析、考察を深めた内容の投稿はこの限りではない。また、二重投稿は認めない。
- 第14条 校正は2校までとし、総て執筆者の責任で行う。体裁その他のことは、編集部会が行う。
- 第15条 原稿の内容が倫理的配慮を必要とする場合は、本文の「方法」の項に倫理的配慮や研究対象者への配慮をどのように行ったかを記載する。
- 第16条 人体を対象とした研究は、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」等かつ宇都宮短期大学研究倫理規程等を遵守して行われた研究であり、執筆者の所属する機関の倫理審査委員会等で承認された研究である旨を原稿中に記載する。
- 第17条 動物を対象にした研究は、動物実験等を実施する各機関等を所管する行政機関（文部科学省、厚生労働省等）の策定した動物実験等の実施に関する基本指針等かつ執筆者の所属機関等が定める動物実験ガイドライン等を遵守して行われた研究であり、執筆者の所属する機関等の委員会等で承認された研究である旨を原稿中に記載する。
- 第18条 投稿に際しては、利益相反（Conflict of Interest：COI）に関する情報開示を必要とする。
- 第19条 執筆要領は、別途定める。
- 附則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成21年3月6日から施行する。
- 附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科 研究紀要編集部会委員

江田 郁夫	宇都宮短期大学人間福祉学科
佐藤 大輔	宇都宮短期大学人間福祉学科
久保田浩美	宇都宮短期大学食物栄養学科
菊地 晶裕	宇都宮短期大学食物栄養学科

執筆者一覧

宮脇 文恵	宇都宮短期大学人間福祉学科	教授
北爪あゆみ	宇都宮短期大学人間福祉学科	専任講師
松田 千鶴	宇都宮短期大学食物栄養学科	教授
鈴森 瑤子	宇都宮短期大学食物栄養学科	専任講師

人間福祉学科・食物栄養学科研究紀要 第23号

発行年 2025年3月発行

発行者 宇都宮短期大学 学長 須賀 英之

編集 宇都宮短期大学人間福祉学科・食物栄養学科 研究紀要編集部会

〒321-0346 宇都宮市下荒針町長坂3829

TEL 028-648-2331

FAX 028-648-9870

印刷 株式会社 松井ピ・テ・オ・印刷

Journal of Utsunomiya Junior College, Department of Human Welfare and Food Sciences and Nutrition

Vol. 23

Contents

MIYAWAKI Fumie

A Study on the Potential of Caregiving Experiences and Related Experiences as Social Welfare Education ②

– Changes in Junior College Students' Awareness Before and After the Experience –

KITAZUME Ayumi

A Review of the Literature on Medical Administration Education

SUZUMORI Yoko

A Study of the Preservation of the Legacy of Traditional Cuisine

– Food Preferences and Cooking Characteristics of “Shimotsukare” –

MATSUDA Chizu

Promotion of Food and Nutrition Education as Community Support

– Practices of Food and Nutrition Education

by a Member of the Tochigi Prefecture Dietetic Association –

**Utsunomiya Junior College,
Department of Human Welfare and
Food Sciences and Nutrition**